

平成25年3月第1回八街市議会定例会会議録（第4号）

.....

1. 開議 平成25年2月22日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴 木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 湯 浅 祐 徳
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 小 高 良 則
- 22番 中 田 眞 司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

|       |   |         |
|-------|---|---------|
| 市     | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 市   | 長 | 小 澤 誠 一 |
| 教 育   | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 市民部参事（事）国保年金課長  | 石 毛 勝   |
| 経 済 環 境 部 長     | 中 村 治 幸 |
| 建 設 部 長         | 糸 久 博 之 |
| 会 計 管 理 者       | 江 澤 弘 次 |
| 教育委員会教育次長       | 長谷川 淳 一 |
| 農業委員会事務局長       | 藤 崎 康 雄 |
| 選挙管理委員会事務局長     | 小 出 聰 一 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 麻 生 和 敏 |
| 財 政 課 長         | 吉 田 一 郎 |
| 介 護 保 険 課 長     | 宮 崎 充   |
| 下 水 道 課 長       | 藏 村 隆 雄 |
| 水 道 課 長         | 佐 藤 幸 男 |
| 学校給食センター所長      | 石 川 孝 夫 |
| 総務部参事（事）総務課長    | 小 出 聰 一 |
| 厚 生 課 長         | 石 川 良 道 |
| 経済環境部参事（事）農政課長  | 吉 野 輝 美 |
| 建設部参事（事）道路河川課長  | 勝 股 利 夫 |
| 庶 務 課 長         | 勝 又 寿 雄 |

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 森 田 隆 之   |
| 副 主 幹   | 太 田 文 子   |
| 副 主 幹   | 梅 澤 孝 行   |
| 主 査 補   | 須 賀 澤 勲   |
| 副 主 査   | 居 初 理 英 子 |

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成25年2月22日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## ○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、長谷川健介議員の個人質問を許します。

## ○長谷川健介君

おはようございます。誠和会の長谷川健介です。それでは、早速、通告に従いまして、順次、質問させていただきます。

まず、質問事項1. 防災対策について。クリーンセンターの火災です。

先日の市長の報告事項の中で、去る1月20日に発生したクリーンセンターゴミピット内の火災についての説明がありましたが、再度、火災の原因と今後の対応について伺います。

続きまして、質問事項2. 学校給食について。食の安全について。

昨年12月に東京都調布市の市立小学校で、乳製品アレルギーがある女子児童がチーズ入りの給食を食べて死亡するという事故について、先日、新聞報道がありました。文部科学省は、2013年度から学校給食での食物アレルギーによる事故を防ぐための対策づくりに乗り出すという記事の掲載もされたところ です。

また、テレビの報道番組でも、この事件をきっかけに、教職員やアレルギーを持つ子どもの保護者などを中心として、専門家の方と研究会等が行われているという放送もされていました。

そこで、八街市の学校給食での食物アレルギー事故防止のために、どのような対応をされているのか。また、食物アレルギーを持っている児童・生徒の人数を伺います。

続いて、質問事項3. 児童・生徒の安心・安全について。学校施設の改修工事について。

耐震診断の結果、耐震補強工事が必要とされる学校が、小学校で3校、中学校で1校ということであるが、先の議会においては、平成25年度に実施設計、平成26年度の夏休みに工事を行うとの答弁でした。しかしながら、いつ大地震が起きるか心配されているところがあります。

また、国の補正予算では、耐震化工事は重点施策として掲げられています。本市でも国の補助、予算を活用し、小中学校の耐震化工事が前倒しすることができないか伺う。

また、あわせて、小中学校で老朽化している施設が多数あると思いますが、あわせて改修工事ができないか伺います。

質問事項4. 産業振興について。八街産農産物の促進について。

基幹産業が農業である八街市は、落花生、ニンジン、スイカを中心に1年を通して多くの野菜を生産しており、県下でも有数の出荷量を誇っています。この八街産農産物の流通において、販路、消費拡大のために、近年、全国各地でブームとなっている、ゆるキャラを八街

市も利用していくべきではないかと思います。

そこで、生産者、ＪＡいんば、小売店等の皆様へ協力依頼し、八街市のキャラクターであるピーちゃん・ナツちゃんを商品のパッケージデザインに取り入れていただき、出荷販売していただくことができないか。また、八街産農産物のＰＲを今後どのようにして行っていくのか伺います。

以上で１回目の質問を終わりとします。明解なる答弁をよろしく願いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

個人質問７、誠和会、長谷川健介議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項１．防災対策について答弁いたします。

（１）①ですが、去る１月２０日、クリーンセンターゴミピット内で発生した火災に際しましては、市民の皆様をはじめ、議員の皆様方にも多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしました。火災の原因につきましては、現場検証におきましても、原因を特定するまでには至りませんでしたが、搬入されたごみの中に発火性の高い何らかの物が混入していたことによるものと考えられます。このことから、市民の皆様方へ広報やちまた等により、ごみの分別の徹底をさらに呼びかけるなどして周知してまいりたいと考えております。

さらに、今後の対応につきましては、ごみ搬入時における発火物の目視確認、運転操作室からのゴミピット内監視の徹底、運転管理者による火災対応のための教育訓練実施などにより、火災発生防止に努めてまいりたいと考えております。

また、市民の皆様方が利用する公共施設であることから、防火に関する安全計画を見直し、火災時における避難誘導等、安全対策に万全を期すとともに、既存の消火栓等に加え、さらに消火設備の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、質問事項４．産業振興について答弁いたします。

（１）①ですが、農産物出荷の際のパッケージデザインにつきましては、以前、市場関係者との懇談の際に、八街産であることをＰＲするためのパッケージについて意見を伺ったところ、市場側の意見として、販路を確保するためには、できるだけ県内で統一をしていた方が、販売をしやすいとの意見をいただいたところでございます。しかしながら、「八街産」をＰＲ・ブランド化していく上で、有効な手段の１つであると考えられますので、今後、ＪＡ等と協議をしてまいりたいと考えております。

また、落花生の販売時におきます、包装紙等へのピーちゃん・ナツちゃんの印刷に関しましては、本年４月より、市内の事業者等の方に関しましては、当分の間、無料でキャラクターが使用できるよう、要綱等の整備を進めておりますので、八街市優良特産落花生業者会等の関係団体と協議してまいりたいと考えております。

八街産農産物のＰＲにつきましては、これまでも市内外で開催されました、さまざまなイベント等に参加し、落花生・ニンジンを中心にＰＲ活動を展開してきたところでございます。特に、落花生につきましては、平成１９年には「八街産落花生」が商標登録されており、当市特産物である「八街産落花生」の味や品質などの信用が、より一層高まる中でブランド化

が図られているものと考えております。

また、ニンジンにつきましては、近年、作付が増えております春ニンジンの産地化に向けて、国の指定産地の指定を平成25年度中に受けられるよう、現在、千葉県等と協議をしているところでございます

#### ○教育長（川島澄男君）

質問事項2. 学校給食について答弁いたします。

(1) ①ですが、食物の種類ごとのアレルギー児童・生徒数について、主なものを申し上げますと、乳製品が50人、卵が63人、小麦が3人、そばが11人、落花生が18人という状況であります。

そこで、給食センターでは、毎月、各家庭に配布している給食の献立表とは別に、アレルギー表示献立表を作成し、各学校に配布しております。アレルギーを持つ児童・生徒の保護者は、学校からこのアレルギー表示献立表を受け取り、給食への対応に役立てているところ です。

また、献立の内容等について、保護者から学校給食センターへ問い合わせがあった場合は、栄養士が詳しく説明をしております。

次に、質問事項3. 児童・生徒の安心・安全について答弁いたします。

(1) ①ですが、学校耐震補強工事につきましては、昭和56年以前に建築された全ての小中学校について耐震診断を行い、その結果を受け、緊急性の高い学校から順次補強工事を行っているところであります。

現在、耐震性能が確保されていない学校は、朝陽小学校をはじめ、川上小学校の校舎1棟、交進小学校の校舎1棟、八街東小学校の校舎2棟、八街中学校の管理棟及び特別教室棟があります。朝陽小学校につきましては、今年度の実施設計を完了し、平成25年度から平成26年度にかけて改築工事を実施する予定となっております。

朝陽小学校以外の4校につきましては、平成26年度までに耐震補強工事を行う予定でしたが、平成24年度の国の補正予算を活用し、平成25年度中に全て耐震補強工事を完了できるよう計画しているところであります。改修工事につきましては、耐震補強工事とは別に財政状況を踏まえながら、国の「地域の元気臨時交付金」を視野に入れ、平成25年度を目途に計画・着工できるよう進めてまいりたいと考えております。

#### ○長谷川健介君

ご答弁ありがとうございました。それでは、自席にて質問させていただきます。

まず、クリーンセンター火災についてなんですけれども、今回の事故原因について、現場検証でも原因が特定できなかったということなんですけれども、いずれにしても、搬入されたごみは何らかの原因で燃えたわけですので、市民の皆様にごみの分別に対するさらなる呼びかけと、また、運転管理者側に対しても、再発防止のために運転業務にあたって細心の注意を払っていただくことをお願いします。

それから、今回の火災でクリーンセンターはたまたま、その日は休日で休みだったという

ことで、ピット内のごみ量が少なかったというんですけれども、その中で鎮火まで約7時間かかっているわけですよ。先ほどの市長の答弁の中で、消火設備の充実を図っていくということなんですが、具体的にどのようなことをしていくのか伺います。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

今回のクリーンセンターの火災につきましては、今、議員さんのおっしゃいましたように、鎮火まで7時間という長時間を要しておったわけです。この原因と申しますのが、現在、クリーンセンターの消火設備につきましては、防火水槽が1基、それから井戸による消火栓を設置してございます。今回のように長時間になりますと、防火水槽1基、あるいは消火栓ということで、井戸水による施設内の消火栓ということでありましたので、今回の原因の中で炎は出なかったわけですが、非常に黒煙がひどく、消防隊員も近付けない状況にあったということで、鎮火までに長時間を要したということでございます。

この対策といたしまして、これは消防団員等からのご指摘もございまして、現在、水道の消火栓が希望ヶ丘の入り口までしか来ておりません。これを何とかクリーンセンターの入り口まで延伸できないかというご要望をいただいております。私どもの方といたしましても、この消火栓を何とかクリーンセンターの入り口までできるような形で、現在、関係と協議をしておるところでございます。

それと、煙によりまして人が近付けない状況ということをご想定しますと、やはり消火栓での消化というだけではなくて、ゴミピット内に、やはり遠隔操作によって消火できる設備等も必要ではないかということで、現在、消防関係者の方と設置に向けて協議を行っておるところでございます。

#### ○長谷川健介君

今、部長からの答弁がありましたけれども、今回の火災で、やはり相当な水量を使っています。たしか、センター内に40トンの防火水槽があると思いますけれども、それだけではやはり全然足りません。また、今回の消火活動にあたっていただいた消防関係の方や、また地元の方などからも、今回の事故以降、今おっしゃられたように、消火栓の設置を要望されていますので、今後、設置に関しましてよろしくお願いします。

また、ピット内の消火設備についても、よろしくお願いいたします。

それから、今回の火災において防災無線の放送の際に、クリーンセンター付近の建物火災という放送であったんですよ。消防団の方たち、その現場に駆け付けたんですが、現場がわからずに迷ったという経緯もあったので、放送の仕方について、今後、消防署の方と協議もしていただきたいと思うんですが、その辺、伺えますか。

#### ○総務部長（浅羽芳明君）

現在、火災が発生した場合の防災行政無線の放送につきましては、火災の通報の関係などから消防組合本部の方で行っていただいております。この放送につきましては、一定の基準に沿って行われているというふうに思われますので、その関係で、そのような放送になったのかなというように思っておるところでございます。

しかしながら、ご指摘のように火災現場に出動する分団に混乱があつては、これは非常に困るわけですので、速やかに火災現場に分団が出動できるようなものに、放送の内容がならないかということで、組合の方と話をさせていただきたいというように思います。

#### ○長谷川健介君

よろしくお願いします。消火活動の遅れにもつながるということもありますので、今後、よろしくお願いいたします。

それから、もう一つ、通報の仕方についてなんですけれども、昨日、石井議員さんの話にもあったのですが、12月6日から119番通報がちば消防共同指令センターの方で受けることになったわけなんですけれども、それに伴って通報の仕方等について、一度、広報で周知していただいておりますけれども、まだ、市民の間に十分に行き届いていないということもあるので、改めて広報等で周知していただけるようお願いいたします。

それから、続きまして、食物アレルギーについてなんですが、先ほどの答弁の中で、アレルギーを持っている生徒が、重複して持っている方もいるかもしれませんが、150人ぐらいいるわけなんですけれども、アレルギー症状が出てしまったときの教職員に対しての対応マニュアル等はあるのか、伺います。

#### ○教育次長（長谷川淳一君）

各学校、小中学校でございますけれども、食物アレルギーのある児童・生徒につきましては、日本学校保健会が作成いたしましたアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインというものがございます。このガイドラインに基づきまして、健康管理を行っているところでございます。

食物アレルギーの状況は、一人ひとり異なることから、保護者より原因となる食材、また症状のあらわれ方、また、症状が出たときの対応等について、お医者さんからの指導内容も含めて確認して該当する児童・生徒への対応を行っているところでございます。

対応の内容につきましては、学級担任のみならず、教職員間で共通理解を図り、学級担任が不在のときでも適切に対応できるように配慮しているというところでございます。

#### ○長谷川健介君

今の教育次長の答弁で、日本学校保健会の作成したガイドラインに沿って対応するというのですが、今もおっしゃられましたとおり、アレルギーによって一人ひとり症状が違ふということで、対応についても大変難しいと考えられますので、食物アレルギーを持っている児童・生徒については、今後も教職員全員で情報共有をして、学級担任がいなくても、きちんと対応できるような体制づくりをお願いいたします。

それから、アレルギーを持つ子どもの保護者には、アレルギー表示献立表を渡しているとのことなんですけれども、アレルギーを持っている児童・生徒が給食を食べるときに、どのような注意をはらっているのか伺えますか。

#### ○教育次長（長谷川淳一君）

各学校におきましては、食物アレルギーのある児童・生徒、その個々の状況について保護

者と連絡を取り合い、対応を確認しているところでございます。

原因食材が給食に使われている献立の日は、保護者からの連絡に応じて誤って摂取しないよう、配膳の段階から注意を払い、該当する児童・生徒への声かけや給食中の見守りをしているところでございます。

#### ○長谷川健介君

見守りですけれども、中学生になれば、自分で判断して気を付けるということもあると思うんですけれども、小学生の特に低学年などの児童に関しては、誤って食べてしまうという可能性もあると思いますので、学級担任には、これからも事故が起きないように声かけ、見守りをお願いいたします。

それと、先日のテレビの放送の中で、東京での死亡事故の要因について、エピペンの使用が遅れたため、このような最悪の結果となってしまったということが話されていましたが、本市で食物アレルギーを持つ児童・生徒の中で、このエピペンを持っている児童・生徒はいるのか伺います。

#### ○教育次長（長谷川淳一君）

確認したところによりますと、食物アレルギーによるエピペン、これを処方されている子どもは中学生が1人いるということでございます。

#### ○長谷川健介君

今、エピペンを持っている中学生が1人いるということですが、エピペンの使用方法についてなんですけれども、私はこのテレビ放送で、エピペンの使用方法とか効果というのを知ったんですけれども、エピペンの使用方法等について、教職員の方は周知されているのでしょうか。

#### ○教育次長（長谷川淳一君）

各小中学校におきましては、全教職員に該当する生徒の状況、また、緊急時の対応、エピペンの使用方法も含めて周知をしておるところでございます。

#### ○長谷川健介君

全職員に周知されているということですので、いざというときには、判断を誤らないようにしていただきたいと思います。

これからも、食物アレルギーを持つ児童・生徒に対しまして、注意を払っていただき、事故が起これないようにしていただくことを要望し、また、給食センターのスタッフの方にはこれからも、児童・生徒に美味しい給食を提供していただくことをお願いします。

次に、学校耐震補強工事についてなんですけど、補強工事が早まったということで、大変よかったです。それで、平成25年度中に行うということで、当初の計画とは、工事等の工程も変更されていると思うんですけれども、変更後の工程について伺えますでしょうか。

#### ○教育次長（長谷川淳一君）

耐震補強工事につきましては、当初の計画では平成25年度までに実施設計を終わらせて、工事はいろいろ騒音・振動もあるということから、平成26年の夏休みに実施すると。学校

の授業等に支障を来さないような形でやりたいということで、計画をしておりました。しかしながら、今回、国の大型補正予算の中で、耐震化工事が重点的に配分されるというような情報もありますので、これを活用する、財源も有利になるということで、何とか平成25年度中に工事まで終了したいということで、今計画をしているところでございます。

あくまでも、これは計画の段階でございますけれども、4月から8月か9月の間、この5カ月か6カ月の間に実施設計と耐震判定委員会の承認を取得したいというふうに考えております。工事につきましては、その後、3月までに補強工事を実施したいというふうに考えております。

#### ○長谷川健介君

4月から9月まで実施設計を行うということで、工事の方のスタートというのが10月で授業を行っている時期になるわけですが、授業を行っているときに工事によっての騒音だったり、振動などの対策というのは、どのように考えているのでしょうか。

#### ○教育次長（長谷川淳一君）

その点が一番心配されるところで、当初、平成26年の夏休みということで計画しておったところでございますけれども、いろいろ事情がありまして、平成25年度中にやるということでございます。

その対応ということでございますけれども、補強する教室につきましては、一時的ではありますけれども、空き教室や特別教室等に移動してもらうという形を考えております。

また、騒音・振動の発生する時間帯につきましては、各4小中学校と十分な協議を重ねまして、授業に与える影響を極力抑える、最小限にしたいというふうに考えております。

#### ○長谷川健介君

できるだけ、授業に支障を来さないような対応をしていただきたいと思います。

また、工事期間中ですが、学校側も安全対策を徹底していただきまして、工事関係者に対しても十分な安全対策をするようにしていただくことをお願いします。

それから、改修工事についてですが、財政状況によってということですが、今後の改修工事として、どのような工事実施を予定しているのか伺えますか。

#### ○教育次長（長谷川淳一君）

小中学校は改修が必要な工事箇所がたくさん残っているわけですが、平成25年度、国におきまして、まだ、情報も詳細につかんでおるわけではございませんけれども、地域が元気が出る交付金という制度があるということでございまして、この制度を活用いたしまして、雨漏りをしている校舎、また防水工事、それから電気室の改修、これら残されている改修工事が必要とされることの工事を、この交付金を活用して何とかやっていきたいというふうに考えております。

#### ○長谷川健介君

その交付金の方が利用できるようになりましたら、児童・生徒が1日でも早く快適な環境で授業が受けられるように、早い時期での改修工事を実施していただくことを要望いたします。

す。

また、今後もこのように市にとって有利な交付金等ありましたら、それを活用して学校施設の環境整備を進めていっていただきたいと思います。

それから、次にですけれども、農産物のPR、ブランド化ということで、先ほどの話もありましたけれども、落花生の小売の方に関してはパッケージの方の話も若干進めていただいているようなことなんですけれども、その辺の状況を伺えますでしょうか。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

このピーちゃん・ナッツちゃんのキャラクターを何とかメインにPRにつなげていこうということで、落花生につきましては、現在、包装紙、あるいは小袋等については、各小売店舗、業者の方が作成しております。それで、これにつきまして、何とかこのピーちゃん・ナッツちゃんのキャラクターを包装紙、あるいは小袋等に印刷していただくということで、今後、業者会の方と具体的に話をしていきたいというふうに考えております。

#### ○長谷川健介君

このキャラクターとなっているピーちゃん・ナッツちゃんは、落花生をイメージしたキャラクターですから、落花生のパッケージ等には、ぜひ取り入れていただけるように、今後お願いします。

それと、先ほどの答弁の中で、市場関係の方はあまり変わったことは、してほしくないということで、あまり乗り気ではないようなことなんですけど、いずれにしても、JAいんば等と今後協議をしていくという予定ではいるということなんですけれども、いつ頃、そういった協議の予定はしているのか、伺えますでしょうか。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

この市場関係の方が乗り気ではないというようなことなんですけれども、具体的に申しますと段ボール等の外箱、これについては、消費者へ行く段階では廃棄されるものであって、あまり効果はないのかなと。ここについては、市場関係者もなかなかしぶっておるところでございます。

そこで、私どもの方としては、例えばニンジン等の小袋に、このキャラクターの印刷をして、直接消費者の方が手に取る段階までということで、現在、考えてございます。これらについては、JAの方といつまでということのご質問でございますが、できるだけ早く協議をして、小袋の在庫等もございまして、次期の作成時までには結論を出して、お願いしていきたいというふうに考えているところです。

#### ○長谷川健介君

私も、今おっしゃられたとおり、段ボール等は流通の間でお店に並ぶ前に捨てられるというか、片されちゃうわけで、必要ないと思うんですね。やはり小袋等に関しましては、ありかなと思います。それで、先日、量販店の方の話を伺ったんですが、小袋のデザインについても、よくあるカラフルな模様とか、そういったことというのは、お店側の小売店側の方でも、ちょっとやめていただきたいということなんです。でも、ゆるキャラということにつ

いては問題がないということで、ニンジンの小袋だったり、葉物のF G、鮮度保持袋などに関しては、先ほど部長もおっしゃられましたとおり、消費者が直接目にするものですので、こういったことが有利販売につながる、効果があると思うよということでした。

また、今現在、J Aいんばの農産物なんですが、京浜を中心に約25社の市場に出荷されているということです。昨日の山口議員の質問にもありましたけれども、ピーちゃん・ナツちゃんを全国の方に知っていただくためにということでも、こういった形で出荷していくというのも有効ではないかと思いますので、今後ともJ A等との協議を進めていっていただきたいと思います。

それから、落花生のPRについてなんですけれども、毎年行われている節分行事の豆まき、大豆が主でやっているわけなんですけれども、それを殻付き落花生で各家庭等で使用していただけるようなPRというのを今後していったらいいかと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

この節分に落花生を使ってもらいたいということで、私も当初考えまして、いろいろ調べさせていただきました。この辺では、一番大きくやっている成田山、ここでも落花生を一部使っていておられます。これは、八街産の落花生を使っていておられます。ただし、落花生の方が量的にはやはり少ない。これを全部落花生にさせていただくということになりますと、非常に経費がかかり過ぎるということで、現在、4対6ぐらいで、4割ぐらいが落花生を使っていておると。私どもの方としても、今年は市内の幼稚園等におきまして、業者会の方のご協力をいただきまして、落花生を提供して、豆まきをしていただいたと。

それから、各家庭でのご使用ということになりますと、どうしても何粒かずつ入れた小袋にしてやられた方が、家庭内ではやりやすいだろうと。ばらまきでやると、なかなか躊躇される方もいらっしゃるということで、その辺の経費的な問題、小袋へ詰める経費的な問題もございます。ただ、私の方としても、少なくとも八街の落花生、本場の落花生でございますので、八街では、節分には落花生を使つての豆まきというものは普及させていきたいというふうに考えております。

#### ○長谷川健介君

ぜひ、今後、消費拡大のためにもお願いします。以前から北海道とか、東北地方などでは殻付き落花生での節分の豆まきというのがポピュラーになっているようで、近年、掃除が楽とか、殻をむいて食べるので衛生的というような理由もあって、落花生の豆まきというのが各地で増えてきているようなんです。今後、消費拡大のためにも、八街市では節分の豆まきは落花生でというようなPRをお願いしたいと思います。

また、現在、物が売れないという状況が続いています。そういった中、流通において最終的に商品进行评估するというのは、やはり消費者です。卸売や小売、それぞれの段階で有利販売ができるように、今年は東京都庁や日本橋でのPRということを昨日伺いましたけれども、これからも各地で消費者に向けたPR活動を今まで以上に行っていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（中田眞司君）

以上で、誠和会、長谷川健介議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、川上雄次議員の個人質問を許します。

○川上雄次君

皆様、おはようございます。公明党の川上雄次です。個人質問を行います。

国会では、失政と混迷を続けた民主政権が終わり、新たに自民公明による政権が始まりました。経済状況もアベノミクスに代表されるように、ようやく明るさが見えてまいりました。本市も厳しい財政状況ではありますが、あらゆる知恵を動員し、総合力を発揮して、平成25年度の事業執行にあたっては、市民が希望を持てる街づくりへ、結果を残す施策の実現が求められると思います。いかにして経済を発展させ、国民の福祉、生活を向上させていくか、これらは日本だけでなく多くの国や自治体の共通の課題であると思います。

そうした中、昨年、示唆に富む本が世界的に反響を呼びました、コロンビア大学のジョセフ・スティグリッツ教授をはじめ、ノーベル賞受賞者5名を含む24名がフランスのサルコジ当時の大統領の諮問を受け、共著という形であらわした「暮らしの質を測る」という本で、アメリカのオバマ大統領も同書、「暮らしの質を測る」の部会長アランクルーガー氏を大統領の経済諮問委員長に任命しております。この本では、GDPを超える「豊かさの指標」、GDPや経済発展のみを追求するのではなく、新しい幸福度指数づくりの必要性を訴えています。つまり「古典的GDPの再検討」「暮らしの質」「持続可能な発展と環境」など、心身の健康や社会的なつながりを重視して、よりよい幸せを国家として求めていくというものです。

日本ではブータンの国王夫妻の訪問を機会にGDPを求める国づくりではない幸福の国、ブータンの国民総幸福量（GNH）が世界一であると話題になったことは、記憶に新しいところです。八街市も経済発展も大事で必要な要素ですが、それだけでなく、八街市民の「暮らしの質」の充実で、住みよい人街を目指す道もあると思います。

そこで、今回の個人質問は「市民が農業を楽しむ街づくり」ができないかについて、市民の皆様が身近で取り組むことで、協働の街づくりと社会的なつながり重視に直結する、「ごみの減量化について」、私たちの街の「暮らしの質」の充実を目指す観点から質問をしたいと思います。

ご存じのように、八街市は農業という豊かで優れた財産があります。多くの先人の努力により県内有数の生産量を誇り、市の基幹産業と位置付けられております。

また、日本一の落花生をはじめ、県内トップクラスの数多くの農産物が生産されています。しかし、その農業の将来性はいかがでしょうか。高齢化による後継者不足や耕作放棄地の増加、農業をめぐる環境は厳しさを増しております。多くの課題をまた抱えております。

そこで、質問要旨（1）は大変心配な遊休農地の実態と活用方法について伺います。

次に、八街市には豊かな農業資産だけでなく、農業技術を持つ生産者の方もおります。一

方、野菜作りや健康増進のために、農業を学びたい市民も多くおります。

そこで、質問要旨の（２）は野菜作りの基礎知識や市民が学べるセンターを開設し、八街市の魅力づくりができないか伺います。

次に、全国の自治体の中には、市の基本構想に農業を中心としたアグリライフを位置付けて、市民参加の街づくりに取り組んでいる事例が多くあります。農業体験や栽培技術の研修など「食」と「農」、そして「生きがいつくり」などを行政が基本構想として主導し、農業に関心のある市民に農業の基本知識を学んでもらう農業塾の講習会を行っていたり、市民と農業者との交流の場や自然とのふれあいを深め、中には農家の農作業を無償で支援する農業ボランティアの育成に取り組んでいるところもあります。豊かな農業、そして農地を活かす取り組みは、八街市民の「生活の質」の向上にも貢献すると思います。

そこで、質問要旨の（３）は、農業体験や栽培技術研修を通して市民が農作業を身近なライフスタイルにできる街づくりができないか伺います。

次の質問はごみの減量化について伺います。

私たちの市民生活は、いろいろな資源の利用によって成り立ちます。これまで、使い捨ての生活様式が定着してきました。その結果、ごみ処理にかかる経費は行政の大きな負担となっております。私たちは、地球上の限りある資源を有効に活用し、浪費を避け、最大限リサイクルを図ることが必要であり、豊かな美しい自然を次世代に引き継ぐためにも、一人ひとりがライフスタイルを見直し、ごみの減量化に取り組む社会システムを形成することが求められております。そのためにも、今の八街市の現状を正しく理解し、多くの市民の皆様、市の掲げる目標を知ってもらう必要があります。

そこで、質問要旨の（１）は、本市のごみの減量化への数値目標について伺います。

次に、八街市では、自前の埋立処分場を地域の皆様のご協力とご理解で、事業化することができました。しかし、その処理能力には限界があります。

そこで、本市ではリサイクルの促進、埋立処分場の延命化を目標に家庭から出るごみの分別方法を変更し、「燃やせないごみ」の中に含まれる、プラスチックごみや小型家電を埋め立てずに「プラスチック製容器包装」と「金物・小型家電・硬質プラスチック」に分別しています。

また、埋立処分された燃やせないごみを掘り返し、分別・焼却を検討しております。

そこで、次の質問は、本市の埋立処分場の容量と埋立掘り起こしの分別処理の経緯について伺います。

次に、ごみ処理の経費には莫大な経費が使われています。隣の千葉市では、環境省が定めた「一般廃棄物会計基準」に基づき、ごみ処理にかかる費用を年度ごとに算出し、ごみ処理の経費を取りまとめております。佐倉市でも一般家庭ごみの種類別標準処理費用一覧を市民に通知しております。本市でも積極的なごみの減量化へ向けた啓蒙活動に取り組むべきと考えます。

そこで、質問要旨の（３）は、クリーンセンタの業務や、ごみ処理経費について、市民へ

の積極的な啓発活動を行うべきと思いますが、考えを伺います。

次に、本市のごみ収集は、地域の各町内会や身近で小規模なごみステーションが中心ですが、より広範な資源リサイクル事業の推進を図るため、リサイクルステーションを設置し、数種類のリサイクル資源を回収、成果を上げている自治体もあります。市民団体などがスーパーや公共施設などの駐車場を利用して、決められた曜日に開催し、広範囲の市民が数種類の資源ごみを同時に運び、回収に協力しております。

そこで、質問要旨の（４）は、本市でもリサイクルステーションを設置できないか伺います。

次に、私ども会派では、先進地として「やればできる、ごみ減量２０パーセント」推進事業に取り組む、愛知県安城市に視察学習を行ってまいりました。安城市では「市民とともに育み環境都市安城をスローガンにして、当初は不可能と思われていた、ごみ減量２０パーセントを５年かけて実現し、さらに、ごみ削減３０パーセントに向けて努力しております。

その取り組みは、まず、ごみ処理についての徹底した学習や１所帯あたりの処理経費、市民１人当たりの減量目標の設定、市民によるごみ減量推進委員会の立ち上げ、街角講座の開設、地域クリーン推進員制度やクリーンセンターを訪問しての環境学習の実施など、きめ細かく取り組んでいます。

また、リデュース、リユース、リサイクル、リフューズの４Ｒ運動の推進や市役所ごみ相談窓口の開設、ごみステーションやミニごみステーションの開設、生ごみ堆肥化の支援策など、紹介しきれないほど多岐にわたり、あの手この手のごみ減量をうたい文句に、まさにやればできるを実践し、大きな成果を上げております。これらの取り組みは、地域のコミュニティの力の向上になり、市民の暮らしの質の向上にもつながっております。

そこで、最後の質問は、本市のごみ減量化には、新たな取り組みによる広範な市民運動、環境運動が必要と思うがいかがでしょうか。

以上で、登壇しての質問を終わります。明解なるご答弁をお願いいたします。

## ○市長（北村新司君）

個人質問８、公明党、川上雄次議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項１．市民が農業を楽しむ街づくりについて答弁いたします。

（１）ですが、遊休農地の実態につきましては、市内の全農地の利用状況を現地において確認し、把握に努めているところであり、今年度の調査結果では、遊休農地と判定された農地は３１８ヘクタールであり、そのうち耕作が行われていない耕作放棄地は、畑で１９７ヘクタール、田で７１ヘクタール、合計で２６８ヘクタールでありました。前年度は、畑で２１３ヘクタール、田で８７ヘクタール、合計で、３００ヘクタールでありましたので、多少解消されているところでございます。

このような遊休農地に対しましては、農地法に基づく遊休農地に関する措置として、農業上の利用の増進を図るために農業委員会において必要な指導をしているところでございます。

また、市においても農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者等に対し、農地利用

集積の円滑化に努めているところであり、今年度から新たに担い手への農地の集積を円滑に行うため、農地の借受者に対し、奨励金を交付することにより、農業経営基盤の強化を促進しているところでございます。

次に（２）ですが、野菜作りの基礎的な技術を学ぶ機会の提供につきましては、市の特産品であります落花生の播種から収穫までを、市内の小学校の児童に体験していただくため、指導農業士や先進的な農家の方々に、ご協力をいただき、毎年実施しているところでございます。

また、市民に向けての野菜作り講習会やセミナーの開催につきましては、印旛農業事務所改良普及課から講師を派遣していただいて、実施してまいりたいと考えております。

次に（３）ですが、現在、市内には市民農園が３カ所開設され、また、観光農業協会の会員の皆様による農業体験ができる農園があります。市民農園は、農業政策上の観点からも遊休農地の解消につながるほか、多くの方々に農業についての理解を深めていただき、かつ都市と農村との交流による地域の活性化が図られ、都市住民のレクリエーションの需要が充足されるとともに、市民農園の存在そのものが、公園緑地と同様に良好な自然環境の形成にもつながるものと考えております。

市といたしましては、これまでに広報紙などで周知を図り、市民農園の利用促進に努めてきたところでございますが、今後も担い手の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の増加により、農地が食料生産という本来の目的・機能を失いつつある現状に歯止めをかけるため、市民農園の開設は有効な手段として考えておりますので、新たな開設意向や利用者からのご相談に対応し、支援してまいりたいと考えております。

次に、質問事項２．ごみの減量化について答弁いたします。

（１）ですが、本市では、平成２６年度を目標年度とした八街市一般廃棄物処理基本計画を策定しており、数値目標を１人１日当たりのごみ排出量９２８グラム、ごみ排出量２万６千３４２トン、リサイクル率１９．１パーセント、減量処理率９４．２パーセント、最終処分率１３．４パーセントとしています。これに対して、平成２３年度の実績は１人１日当たりのごみ排出量９４３グラム、ごみ排出量２万５千５９６トン、リサイクル率２２．２パーセント、減量処理率９２．３パーセント、最終処分率７．７パーセントとなっています。

数値目標と平成２３年度実績を比較しますと、１人１日当たりのごみ排出量は目標値より多く排出されていますが、ごみの全体的な排出量は少なくなっていることがわかります。これは、人口推計が予測を下回って推移していることがありますが、ごみのリサイクルが進んでいることが主な理由であります。

最終処分率が大きく目標値を下回っているのは、平成２１年度から、これまで燃やせないごみとして収集していた、ビニール・プラスチック類を再資源化及び焼却処分としたため、埋め立てるごみの量が減少したことによりです。

次に（２）ですが、最終処分場では、平成９年度、平成１０年度の２カ年で、かさ上げ工事を行い、完了時の容量は４０万５千８００立方メートルとなり、かさ上げする前と比較し

ますと26万8千350立方メートルの増となりました。

現在の残容量につきましては、昨年8月に残容量測定を実施したところ、約10万8千立方メートルという結果が出ました。これを、過去3年間の平均埋立量、約8千200立方メートルで割り返しますと、埋立可能年数は約13年が見込まれます。

なお、最終処分場での掘り起こしにつきましては、経費を試算したところ、約1億円程度の多額の費用がかかり、掘り起こしたものを分別したとしても、燃やせるもの、リサイクルできるものも20パーセント程度しか見込まれないことや、掘り起こした際、発生する悪臭による近隣への影響を考慮し、実施するには至りませんでした。しかしながら、平成21年度より、分別の仕方の変更を行い、埋め立てごみの減量化を図っているところであります。

今後とも最終処分場の延命に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に（3）ですが、クリーンセンターの業務内容や経費について、広報やちまたなどを通じて、市民の皆様にごみ処理について、深くご理解いただくことは、ごみの減量化とリサイクル意識のさらなる向上を促す意味からも、大変意義あるものと考えます。現在、広報やちまたの5月号でお知らせしております本市の予算状況に加え、今後はさらに主な経費及び業務の内容まで、広報していけるよう検討してまいりたいと考えております。

次に（4）ですが、本市では資源ごみをリサイクルするため、分別して集積所に出していただくとともに、資源回収実施団体による回収を推進しております。通常集積所とは別にいつでも資源ごみを出せる常設のリサイクルステーションの設置については、設置場所の選定や管理での問題などが生じてまいりますので、現在のところリサイクルステーションの設置については考えておりません。

次に（5）ですが、市ではごみの発生抑制・再使用・再生利用を推進しております。ごみを減量化するためには、何よりもごみを発生させないことが大切でございます。

例えば、買い物にはマイバッグを使用し、レジ袋を断ることや、過剰な包装を避けることが大切でございます。

また、ごみとならないよう計画的な買い物をしていただくことなども有効な手段と言えます。そして、物を大切にする「もったいない」の精神を培うことが必要でございます。

そこで、広報やちまたなどを利用して周知を図るとともに、1人でも多くの方にご協力いただけるような施策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時07分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○川上雄次君

答弁、大変ありがとうございました。それでは、自席にて再質問をさせていただきます。

遊休農地の実態についての数値を先ほど拝聴しました。本当に遊休農地、非常に増えております。また、遊休農地というふうに指定されなくても、管理農地ということで、本当に高齢化とか、さまざまな理由によって農作物が作れなくて、ただ、トラクターを回して、うなって、何も植えていないという、そういう管理農地と言われるところも随分増えているという話を聞きます。こういった冬場の風の強いときには、砂ぼこりが舞ってしまうということで、苦情等もいただいております。そういった意味で、遊休農地とか、管理農地の畑を使いたい人、そういった農家の方の仲介をして、そして生産に結び付けるという形も大変大事な事業なんですけれども、担当課としては、その取り組みについての実態をお伺いします。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

このいわゆる耕作放棄地の中でも、すぐ耕作できるというような農地につきまして、市の方では農地利用集積事業という形で、利用権設定を進めております。これにつきましては、平成22年度が約34ヘクタール。それから、平成23年度で25ヘクタール。平成24年12月末現在までに、約20ヘクタールという実績でございます。

#### ○川上雄次君

遊休農地、また、管理農地の規模からすると、まだまだ少ない数値じゃないかなというふうに思います。ぜひとも、これも大切な優れた農地を守るためにも、引き続きよろしく取り組みをお願いしたいと思います。

それから、市長の答弁の中で、私の市民の皆さんにもっと農業を知ってもらう取り組みということで質問した中で、JAいんばさんの方の指導農業士さんをお願いして今後実施していくという答弁があったんですけれども、具体的にどのような計画があるのか、お伺いします。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

この農業の技術的な指導というか、研修につきましては、現在、県の農業事務所と協議をしております。この中の開業普及課というところと、今後どのような講座内容がいいのか。あるいは、年何回やっていただけるのかというところの具体的などころについては、今後、協議をしまして、年何回という形で開催をしていきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○川上雄次君

わかりました。あと、市民農園、いろいろな可能性があると思います。八街市もご存じのように東京から50キロ圏ということで、近郊農業として発展した街であります。生産をし、出荷するだけではなくて、東京の方、また、千葉近郊の方が市民農園として八街に来ていただければ、経済活性化にも結びつくのではないかなと、このように思います。

1つの例を挙げたいと思うんですけれども、八街の市長のご自宅の近くなんですけれども、神田の方に、この前、昨日の議会でも出ましたけれども、八街の婚活で使われていた八街ふれあいオーガニックファーム、ここは、私も何回も訪問させてもらったんですけれども、東

京から、または市川とか、船橋とか、多くの方が参加して、5坪とか10坪、15坪ぐらいの個人とか、グループとか、または会社が農地を借りていると。そして、これはイベントカレンダーを持ってきたんですけれども、1年中、毎月毎月さまざまなイベントをして畑を楽しんでいるんですね。そして、バーベキューをして帰っていくと。東京から車を使って、お金を使って、そして八街に来て、「空気がおいしい、空がきれいだ、土が楽しい」という、そういう声がたくさんかかります。そして、喜んで野菜を作って帰っているんですね。これは本当に八街の我々が気が付かないようなことに喜びを感じている姿がたくさんあるんですね。ですから、もっともっと、この八街の農地というものを売っていくのにも、さまざまな特産品はあるけれども、農地が一番すばらしいんだということをPRをして、人がどんどん来てもらえるような、そういった取り組みが大事じゃないかと思うんですね。

また、同時に市外の方ではなくて、市内の市民の皆さんも、農業について、もっともっと教えてもらえれば、それが大きな生活の質の向上にもなってくると、そういうふうに思います。ですから、八街の農業という、本当に生産という方に目が行きがちですけれども、市民が楽しむという、そういった街づくりというものも大事じゃないかと思うんですけれども、そういった観点から総合計画とか、そういった中にでも、アグリライフという形の取り組みをしている他の行政も数多くありますので、本市も、そういった取り組みの観点も必要じゃないかと思うんですけれども、この点、市長はいかがお考えでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

場所を固有名詞で表現していいかどうかは、ちょっと悩んでいますけれども、神田地区というところに、ふれあいオーガニックの市民農園が開設されまして、大変好評を得ているということは承知しています。こうした市民農園の開設の方法も八街市のある程度のPR、あるいは振興ということで、大きな意味があると思っております。こうした形の市民農園の開設は、これからも八街市といたしましても、相談に対応したり、支援してまいりたいと、そういうふうに考えております。

#### ○川上雄次君

ありがとうございます。いろんな団体からの相談には支援するという形だけではなくて、市自らが、そういった農業体験とか、栽培技術の研修会とか、そういうものを主導できるような、そういった取り組みが欲しいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、ごみの減量化についてですけれども、先ほどご答弁いただきました。そうした中で、八街市として、きちっとした1人当たりどのくらいのごみの減量をしていくんだというような取り組み、これは環境省の方でも、ごみの減量化というものの数値目標というのを発表するようになっていっているんですけれども、具体的に市民に周知するという意味では、どういった目標をどのように周知していくのか、お伺いします。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

八街市のごみの減量化に向けましては、平成20年3月に作成いたしました八街市一般廃棄物処理基本計画というもので、平成26年度を目途に定めてございます。この数値につき

ましては、平成18年度を基本としまして、平成26年度までに10パーセントの減量を目指するというので、平成20年に定めたものでございます。ただし、広報等によりまして、ごみの減量化等についてはお願いしてございますが、やはり数値目標という点からいたしますと、市民の方への広報が若干足らなかったというふうに現在は感じておるところでございます。

それで、先ほど市長がご答弁申し上げましたが、この数値につきましては、現在のところ大まか目標数値を上回っておると。これにつきましては、やはりリサイクルの当時の平成20年に作成いたしました当時よりも、リサイクルに対する取り組みが進んでおるという状況ではなかろうかというように考えております。

#### ○川上雄次君

10パーセントということでした。先ほど私が紹介させていただいた安城市さんは、20パーセントを目指して達成をして、今、30パーセントまでにすると。そういった行政もあります。先ほどの答弁の中で、処分場もあと10年ということでした。あと10年ということは、我々の世代で終わってしまっていて次世代には残らないという形になりますけれども、クリーンセンターの焼却炉は、あと何年ぐらい持つのでしょうか。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

今、議員さんがおっしゃられました最終処分場につきましては、平成24年度に本年度ですが、残量測量をいたしまして、過去3年間の埋立量等を平均いたしまして、現在の段階ではあと13年という数値が出ております。今、言われましたクリーンセンターの焼却炉、これにつきましては、当然、耐用年数等から申しますと、あと13年という数字は出ませんが、やはりこの焼却炉については、今、年間の修繕計画、高額な費用がかかるわけですが、定期的な修繕をして、1年でも延命を図るということで、八街市の将来の最終処分場、あるいは焼却炉をどうするのかというところの協議に入るまでは、持たせたいということですので、やはり最終処分場と焼却炉が別の場所になるということも運営上、非常に好ましくないということがありますので、これにつきましては、処分場と同等程度までは持たせたいという形で、現在のところ考えております。

#### ○川上雄次君

処分場と同じぐらいに延ばしたいということでしたけれども、莫大な経費がかかるというお話でありました。本当に私たちが目指すべき道筋は、やはりごみゼロの社会だと思うんですね。そういった意味では、10パーセントの目標に甘んじているのではなくて、もっと大きな目標を市民の皆様の協力をいただきながら、これは取り組んでいかなければならないと、このように思います。

そういった中で、先ほど幾つか、お話をさせてもらった中で、リサイクルステーションという考え方があるんですけれども、各家庭から出すリサイクルのものを、今現在は小さなステーションに曜日ごとに出しています。リサイクルステーションですと1カ所でいろんな種類のものを持って行ってリサイクルに出せると。そういった利点があるんですね。いろんな

生活様式が多様化しております。毎日ごみを出せなかったりとか、また、自分の近くには、ごみのステーションがなかったりとか、いろんな状況の方がいらっしゃいます。そういう方にも協力していただけるためにも、そういったリサイクルステーションという形で、1カ所に何種類かを同時に集められるという、そういった集め方も非常に有効な手段ではないかと思うんですけれども、調査研究をしていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

実際にそのような形でやられている自治体もあるというふうに、私どもも感じております。ただ、現在のところ、そのステーションを作って、そこをまた定期的な回収ということでの費用面の問題もあります。それから、現在、クリーンセンターへの持ち込みの方が非常に多くなってきております。それで、これにつきましても、やはりリサイクル等のものを含めまして、特に土曜日の午前中、クリーンセンターの方は営業しておりますので、この持込量が非常に多くなってきているというようなことも、いろいろ考えまして、将来的には、やはりそのような形がベストであろうというふうには考えておりますので、このあり方については研究したいというふうに考えております。

#### ○川上雄次君

よろしくお願いします。あの手、この手の取り組みということで、選択肢を増やしてもらいたいなど、このように思います。

あと、先ほど処分場の掘り返しは、費用対効果がなかったというような観点の話だと思うんですけれども、これは何社かに見積もりをとって検討されたのでしょうか。

私どもが視察した行政で、これは愛知県だったんですけれども、実際に埋立場を掘り返して、リサイクルする分と焼却する分という形で、かなり処分場の延命化につながったという例があったんですけれども、その辺の精査はきちっとできたのかどうか、再確認したいと思うんですけれども。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

この問題につきましては、私が来た当時に数値的なものだけを確認した程度でございまして、何社から見積もりをとったということについては、把握してございませんが、当時、この掘り返しをする経費が年間1億円程度かかるであろうと。そして、この効果については、当時、4割程度は効果があるというようなお話だったわけですが、やはり実際にごみ等の掘り起こしをして、燃やせるものだけを分別して、燃やして、そのほかのものを、また埋め戻すということになりますと、実際的には、やはり2割程度しか効果がないだろうというような結論に達しました。そして、この掘り起こすことによりまして、周辺への臭い等の環境問題とか、いろいろなところを考えますと、やはり2割程度残量が増えるということで、年間1億円をかけるのは、やはり経済的には合わないであろうという結論に達しました。

それと、この掘り起こしをして、燃やせるものが入っている部分というか、この埋立場の部分につきますと、当初行ったスポーツプラザに近い部分、この一部分に限ります。そのほかにつきましては、現在、もう既に焼却しておると。埋立等をしていない部分でございす

ので、やはり効果の出る面積も少ないというようなことで、掘り起こしは実施しないというような結論を出したところでございます。

#### ○川上雄次君

細かな説明、大変ありがとうございました。いずれにしても、環境型社会形成ということが、これから大事な取り組みになってまいります。また、ごみが減れば、財政的にも市民の税金を使わずに済んで、別の方にまた使えるという形になりますので、市民の皆様の協力をいただける分野でもあると思いますので、これからはしっかりと行政主導で、まだまだ市民の協働、協力をあおぎながら取り組んでいただきたいことを願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（中田眞司君）

以上で、公明党、川上雄次議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、服部雅恵議員の個人質問を許します。

#### ○服部雅恵君

公明党の服部雅恵でございます。通告に従ひまして、順次ご質問させていただきます。

質問事項１．学校給食についてご質問いたします。

要旨（１）食育についてご質問いたします。

子どもたちをはじめ、全ての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにするためには、何よりも食が重要です。ところが、近年、国民の食生活をめぐる環境が大きく変化し、その影響が顕在化しています。例えば栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、伝統的な食文化の危機、食の安全等、さまざまな問題が生じています。

このような問題を解決するキーワードが食育です。食育基本法では、食育を生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、さまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められているとしています。

今、まさしく家庭や学校における食環境の充実と食育が求められているときだと思います。早寝、早起き、朝ご飯、学力向上の第一歩が朝食を食べることから始まるとも言われています。しかしながら、現状は夜遅くまで起きていて寝坊し、朝ご飯を食べられない児童、また、朝ご飯を作ってもらえない児童も増えている状況にあります。そのような中で、学校給食の果たす役割は、とても大きいと思います。学校給食は多様な食品を組み合わせ、栄養バランスのとれた内容となるよう工夫され、成長期にある児童・生徒の健康の保持増進と体力の向上に大きな役割を果たすべきものです。

給食は残さず食べることが基本ですが、最近の子どもたちはもったいないという意識が薄いのか、食べ残しが多いという話も耳にします。

また、こうした食をめぐる環境の変化の中で、食に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、食料自給率の向上に寄与する

ことが期待されてもいます。

また、昨年１２月には、東京調布市の小学校で、給食を食べた女子児童が食物アレルギーに伴う急性症状「アナフィラキシーショック」の疑いで亡くなりました。こうした悲劇を二度と繰り返さないためにも、徹底した検証と再発防止策の構築を急がなければなりません。

そこで、お伺いいたします。

①本市の小中学校での給食の食べ残しの実態についてお伺いいたします。

②給食における地産地消の取り組みについてお伺いいたします。八街産小麦・ユメシホウで製造したパンを給食に取り入れるとのお話でしたが、その進捗状況も含めてお願いいたします。

③アレルギーを持つ児童への対応についてお伺いいたします。

要旨（２）給食費収納率についてご質問いたします。

学校給食の未納問題が生じる背景には、児童・生徒ごとのさまざまな要因があり得と考えられますが、文部科学省の調査によると、学校給食費を負担することに経済的な問題がないと思われるにもかかわらず、その義務を果たしていない保護者が少なくない状況にあると考えられます。

そこで、お伺いいたします。

①本市における給食費の収納状況についてお伺いいたします。

要旨（３）指定管理者制度についてご質問いたします。

公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とし、指定管理者制度が全国に広まっております。

そこで、お伺いいたします。

①本市の給食センターにおける指定管理者制度の適用についてお伺いいたします。

質問事項２．高齢者問題についてご質問いたします。

要旨（１）第５期高齢者福祉計画についてご質問いたします。

八街市高齢者福祉計画の基本理念の中には、高齢化社会が進行していく中で、全ての高齢者が住み慣れた地域で人間としての尊厳が尊重され、自立した豊かな生活を安心して送れる社会の実現が求められています。そのためには、高齢期においても、市民が地域の中で自立して生き生きと、さまざまな分野で活動していけるよう地域全体で支援していくとともに、要介護状態になっても自分らしく生きがいを持って生活できる環境をつくっていくことが重要ですとあります。

また、特に本計画においては、健康づくりと介護予防、地域の支援体制の重要性を念頭に置き、高齢者が地域の中でお互いに理解し、協力し合い、ともに支え合いながら豊かに生活できるような環境を構築していかなければなりませんともあります。

そこで、お伺いいたします。

①本計画の実現に向け、特に健康づくりと介護予防の進捗状況についてお伺いいたします。

要旨（２）介護支援ボランティア制度についてご質問いたします。

介護支援ボランティア制度につきましては、昨年６月議会におきましてもご質問させていただき、導入の是非等を検討していくとのご答弁をいただきました。一昨日、新宅議員もご質問いたしましたが、今回、私たち公明党は１月２８日に三重県桑名市に介護支援ボランティア制度の視察に行かせていただきました。高齢者の介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、申し出によりポイントを換金した交付金を交付する制度であります。参加されている高齢者の方は、「人に喜んでもらえ生きがいを感じる」「外に出るのがおっくうでなくなった」「体が軽くなった」等、自身の健康維持、介護予防にもつながっております。

そこで、お伺いいたします。

①本市としましては、介護ボランティア制度を導入すべきと思うがいかがか、お伺いいたします。

以上で、私の１回目の質問を終わります。明解なるご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

個人質問９、公明党、服部雅恵議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項２．高齢者問題について答弁いたします。

（１）①ですが、平成２４年４月から平成２７年３月までの３カ年を計画期間とした第５期高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、「高齢者の尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる街」を目指して策定したものでございます。

高齢者を取り巻く状況としましては、現在も少子高齢化が進んでおり、平成２４年４月から９月の６か月間で本市の人口が３７４人減少する中、６５歳以上の市民は５０６人増加し、５歳きざみの人口においては、６０歳から６４歳までの人口が７千５４人と最も多く、今後も人口に占める高齢者割合の増加が続くことが確実となっております。

介護保険の要介護認定者数については、平成２４年３月末に２千２５人でありましたが、平成２４年９月には８８人増加し、２千１１３人となり、保険給付費も２４年３月提供分は２億７千１５４万７千９７２円、平成２４年９月提供分は２億８千２１９万６千７７２円となっており、比較すると１千６４万８千８００円の増加となっております。

また、介護予防事業につきましては、平成２３年度に引き続き平成２４年度も基本チェックリストを個別送付しました。これにより、二次予防事業対象者を把握するとともに、一次予防事業の運動教室についても開催案内を同封したところ、多数の申し込みがありました。

今後も住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、第５期事業計画に基づき、高齢者福祉介護保険施策に取り組んでまいります。

次に（２）①ですが、高齢者が福祉施設等でボランティア活動を行うことは、施設等の運営に寄与するのみでなく、ボランティア活動をする高齢者自身の生きがいづくりや、ひいては介護予防にもつながるものと考えられています。こうした「介護支援ボランティア」につ

いて、活動実績に対してポイントを与え、ポイント数に応じて現金を支給したり、介護保険料に充当したりする事業が、介護保険法に定める地域支援事業として実施できることとなっており、「介護ボランティアポイント制度」と呼ばれています。

高齢者の健康づくりや、高齢者が日々意欲をもって生活していくために、介護ボランティアポイント制度を導入している市町村もありますが、ポイントの有無にかかわらずボランティアとして自発的に無償で活動している高齢者も多く、福祉施設を活動の場としているボランティア団体も多数存在すると聞いております。

介護ボランティアポイント制度ではございませんが、本市では今年度、新たな介護予防への取り組みとして、「介護度重度化防止推進員」による「出張介護予防教室」を始めました。これは県の研修を受講した「介護度重度化防止推進員」が市内各地域に出向いて「出張介護予防教室」の講師を務めるもので、既に2つの地区で教室を開催したところでございます。

介護支援ボランティアの導入につきましては、第5期計画期間中に導入した場合の課題・効果等を十分財源の問題も含めまして検討してまいりたいと考えております。

#### ○教育長（川島澄男君）

質問事項1. 学校給食について答弁いたします。

(1) ①ですが、学校給食は、さまざまな食材を使い、栄養価や季節感を考慮したバランスのとれた献立にするとともに、適切な量を供給しております。しかし、児童生徒の好き嫌いや体調、体格差等により、食べ残しが出てしまうことは、やむを得ないことと思っております。この給食の食べ残しの量を児童・生徒数で割った平均残菜率について、平成23年度の状況を申し上げますと、小学校が18.6パーセント、中学校が16.9パーセントでありました。

次に、②ですが、学校給食の食材には、地産地消に留意し、安全なものを使用しており、特に生鮮野菜については、納入業者の協力を得ながら、できるだけ地元産の使用に努めております。

平成23年度の産地別の使用状況を申し上げますと、八街産が28パーセント、八街以外の千葉県産が31パーセント、県外産が41パーセントということで、生鮮野菜の3割近くを地元八街産で賄っております。

また、来月から、地産地消を目的に、市内の農家の方々が栽培した八街産小麦「ユメシホウ」で製造したパンを給食に取り入れることとなりました。

次に、③ですが、個人質問7、長谷川健介議員にお答えしたとおり、給食センターでは、毎月、アレルギー表示献立表を作成し、各学校に配布しております。

学校においては、何らかのアレルギーを持つ児童・生徒の保護者から要望があった場合には、このアレルギー表示献立表をお渡ししております。

また、内容等について、保護者から問い合わせがあった場合は、栄養士が詳しく説明をしております。

次に(2) ①ですが、平成23年度決算における給食費の収納状況を申し上げますと、調

定額3億3千337万9千899円、収納額3億2千527万1千502円、未納額810万8千397円で、収納率は97.57パーセントでございました。前年度と比較いたしますと、未納額が385万7千538円の減となり、収納率は、1.03パーセント向上いたしました。

また、本年度の未納対策の一環として、未納者に対して、児童手当からの給食費徴収の申し出をされるよう促したところ、申出件数は39件、徴収額は44万8千270円でありました。

今後とも、学校との連携を図りながら、さまざまな未納対策を実施することにより、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に(3)①ですが、指定管理者制度については、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの向上や経費節減等を図ることを目的としております。

この制度が対象とする施設は、市民の利用に供するために市が設けた施設ということでありますので、市民が利用する施設ではない学校給食センターは、この制度の対象外ということになります。

#### ○服部雅恵君

ご答弁ありがとうございました。では、自席にて何点か、再質問させていただきます。

まず、学校給食ということなんですけれども、食べ残しですが、食べ残さない教育をどう進めるかというのが、一番大切だと思いますが、先ほどのご答弁にもありましたように、好き嫌い、体調、さまざまな要因がありまして、どうしても出てしまう食べ残しだと思います。その食べ残しをどう有効利用するかということにも、心を砕くことが大切だと思うんですが、本市としては、どのように活用できているのか、お伺いいたします。

#### ○学校給食センター所長（石川孝夫君）

お答えいたします。学校給食の食べ残し、それから調理の段階で出る野菜くず、これを合わせますと、1日約500キログラムの残菜類が発生します。これをもとにしまして、給食センターの中に肥料化する機械がありまして、そこで野菜くずと食べ残しから年間約10トンの肥料を作成しております。以上です。

#### ○服部雅恵君

ありがとうございます。本当に食べ残したものが循環して、それがまた肥料になって、そこから野菜が育て、それが、また子どもたちの口に入るということは、本当に循環の輪ということで、食育、本当に教育になりますので、その辺、またしっかりと、子どもたちの方にも話をしながら進めていただきたいと思います。

ユメシホウのパンを給食に取り入れるということ、ありがとうございます。とてもうれしく思います。この小麦の栽培というのは、市民の皆様からも、埃対策にもなってよろしいというお話も伺います。これからも積極的に小麦栽培をして、パンだけでなく、うどん等も給食にということとはできないのでしょうか。

○学校給食センター所長（石川孝夫君）

お答えいたします。今のところパンの供給の方をやっておりまして、そのパンも給食の全部のパンではなくて、その一部の加工パンに取り入れるということで、今のところはそれで試行してみたいということでございます。

○服部雅恵君

では、これからもさまざま試行錯誤していただいて、ぜひ、地産地消ということで、地元のものを使っていたきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、アレルギー問題に関してなんですが、これに関しましては、先ほど長谷川健介議員からもたくさんご質問がありましたので、私からは少しだけ、ご質問させていただきます。

昨日、アレルギーのことを取り上げたテレビ番組が報道されておりました。本当に平成17年には、160件だったアレルギー事故が平成23年には311件まで増えているということで、先ほどお話がありましたが、国が示すガイドラインにより、可能な限り子どもたちに給食を食べさせるよう国が求めたということで、それに対して、今さまざまな対策がありますが、その中でいろんな給食センターとかで、除去食、また代替食などを今対応しているところが多いのですが、本市としましては、その辺はどうなっているのでしょうか。

○学校給食センター所長（石川孝夫君）

昨日、テレビで報道をしていましたのは、私も見ましたが、除去食とか代替食といいますと、それを専用に作る設備がまた必要になります。その専用の部屋と完全に隔離した調理師が調理することになるんですが、それには、設備的、経費的にも大きな負担がかかる。それから、学校給食センターは共同調理場でありまして、調理場で作成したものを、また、学校まで運ぶと。学校で、また生徒にお渡しをすると。その何段階も踏んでお子さんの手元に届くわけなんですけど、どうしても、そのこの渡す段階で事故も発生しやすくなるということも考えられます。

実際、除去食とか代替食を実施しているのは、多くが自校式の給食を実施しているところと考えられますので、今のところは、うちの方はアレルギー表示献立表の方で対処してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

では、そのような中で、今までアレルギートラブルとか、事故などはあったのでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

まだ、未確認ですけれども、そのような報告は今のところはないと思いますけれども、未確認ですので、大変申し訳ありませんけれども、今はないとしか申し上げられません。

○服部雅恵君

ありがとうございます。除去食、代替食は扱っていないということですが、そうなりまして、アレルギーを持っている子どもたちは、お弁当を持ってくるような形なんでしょうか。

○学校給食センター所長（石川孝夫君）

アレルギーのお子さんは、その親御さんがアレルギー表示表を受け取って対処するわけなんですが、どうしても給食全体を食べられないというお子さんは、お弁当持ちをしているという報告を受けておりまして、小学校で2名いるということでございます。

#### ○服部雅恵君

大分少ないように思うんですが、それで対応ができているということによろしいのでしょうか。

あと、今、給食センターの話がありましたが、大阪の昨日の報道番組ですけれども、狭山では5千400人分の給食を給食センターで作っているということで、アレルギー対策として牛乳を豆乳に変え、また、小麦粉を米粉に変えて対応しているということもありました。

あと、また、三重県伊勢市では、校内400人ということで、給食を自分の学校で3人で作って対応しているということなんですけれども、その中でも、やはりアレルギー対策は難しいということで、でも、そこですごいと思いましたのは、子どもたちがアレルギーを理解するような指導がなされているということなんです。例えば「アレルギーのある〇〇ちゃんには、牛乳は近付けてはいけないね」とか、あと、調理実習のときにホットケーキを作るということになったときに、「では、米粉を使おう」という声が子どもから上がったとか、本当に子どもの中で周知徹底がされているというのが、とてもすごい食育だなと思ったんですが、そのように、例えば本市におきましても、アレルギーに対して子どもたちには、どのような指導がなされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

#### ○教育次長（長谷川淳一君）

教職員の間につきましては、先ほども長谷川議員のところで答弁したように、周知徹底を図られておりますけれども、子どもに対しましては、特にそういった周知の方は、まだしておりませんので、今後検討してみたいと思います。

#### ○服部雅恵君

やはり、その部分はとても大事なことだと思います。例えば人と違うものを食べているから、それがいじめになるとか、そんな考えも聞かれることもあります。そうではなくて、本当にみんなの中で共存していくとか、とてもその辺は大事なことです。その辺の徹底もお願いしたいと思います。

今回、公明党の主張が実り、来年度予算案には学校給食のアレルギー対策検討会議の設置が盛り込まれました。本当に子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、本市としまして、しっかりこの問題に取り組んでいただきたいと思います。

では、続きまして、高齢者問題についてということですが、先ほど市長のご答弁の中で、介護重度化防止推進員ということで、体操出張というお話がありました。これも前にご質問させていただいたかと思いますが、少しずつでも広がれば、とてもうれしいことだと思います。これから、そういう推進員をどんどん増やして、いろんな地域に増やしていこうという、そういう計画はあるのでしょうか。

#### ○介護保険課長（宮崎 充君）

この介護度重度化防止推進員対策事業といたしますのは、今年度、介護予防を目的といたしまして実施したわけでございます。その中で、推進員といたしまして、16名の方に今回研修を受けていただいたところでございます。内訳といたしますと、保健推進員の方が7名、スポーツ推進員が1名、予防事業参加者が6名、ボランティア等が2名で、合計16名の方が防止推進員として、今回活動していただくような形になりました。もう既に、先ほど市長の方の答弁もございましたが、2回、実施いたしまして、昨年12月25日に文違の老人クラブの方々に対しまして、老人福祉センターで参加者63名に実施してございます。年が明けまして、1月17日でございますが、藤の台の住民の方々に対しまして、集会所で13名の参加者を得まして開催したところでございます。

この事業につきましては、今、私どもの方でも福祉センターの方で第一次予防事業、運動教室を開催してございますが、この事業につきましては、外に出て、地域に出てということでございますので、今後も地域の皆様のご要望に沿った形で、さらに進めていきたい。これは、私どもの方の介護予防につながるということでございます。

#### ○服部雅恵君

とても素晴らしいことだと思います。これは、各地域から、こういうふうにやりたいんですけれどもと要望を受けていくということですか。

#### ○介護保険課長（宮崎 充君）

介護度重度化防止推進員による、この予防教室につきましては、要望を受けまして、うちの方から出張するという形のものでございます。

#### ○服部雅恵君

また、その辺の周知徹底の方もしっかりお願いしたいと思います。やはり各地域で、そういう体操をしたいという声もたくさん上がっていますので、これからもよろしく願いいたしたいと思います。

続きまして、ボランティア制度の方なんですけど、もう一度、この目的を確認ということをしてしたいと思います。

まず、高齢者の社会参加を促し、介護予防につなげる。住民相互による社会参加活動で地域の活性化を行う。また、ボランティア活動参加者が、やりがいを持ち、活動へのさらなる参加意識を啓発できる。そういうことによって、介護給付費、さっきとても給付費が上がっていましたが、その抑制にもつながるということなので、本当にこれも前向きに考えていきたいと思うんですが、もう一度、その辺ご答弁いただけますでしょうか。

#### ○介護保険課長（宮崎 充君）

このボランティアポイント制度につきましては、先ほど市長の方も答弁いたしましたが、今年度、介護予防という観点からしまして、介護度重度化防止の方を重点的に推進したということでございまして、このポイント制度につきましては、やはり第6期の事業計画に向けて課題なり、財政も含めた形でございますが、それと今ボランティアグループが多数ございますので、そういったもろもろのものを考えまして、これから第6期計画に向けて検討して

いきたいというふうに考えております。

#### ○服部雅恵君

桑名市さんでは、導入の提案からスタートまで、何と1年4カ月との短い間で成し遂げていらっしゃるんですね。やはり、いろんな問題等あると思いますが、できない理由ではなく、まず、できる方法を探していただきたいと思います。そういう中で、今、健康体操ということもありましたので、まず、本市として、できるところから一歩ずつ、していただきたいと思います。

あと、このボランティア、先ほどもご答弁にありましたが、ポイントじゃなく、高齢でも一般のボランティアもたくさんいるという話だったんですが、その件に関しても桑名市さんでお伺いしましたら、例えば64歳でボランティアをしていてポイントがもらえなくて、65歳でポイントがもらえる。そういうので、何かないんですかと言ったら、そういう意見は一切なく、やはりボランティアをしたいという方は若いときからボランティア精神でやっている、そういうことは一切ありませんというお話も伺いました。本当にこの目的というのは、ボランティアができる元気な方ではなく、今まで家のこもっていた方をどれだけ外に出していけるかということも1つの目的だと思うので、この後、第6期に向けて、また、しっかりと検討していただきたい。それをご要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（中田眞司君）

以上で、公明党、服部雅恵議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は1時10分から再開します。

（休憩 午後12時00分）

（再開 午後 1時10分）

#### ○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

#### ○右山正美君

日本共産党の右山正美です。私は、乗合タクシーについて、自然エネルギー推進について、そして生活保護について伺いたいと思います。明解なる答弁ではなくて、前向きな答弁をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初は、乗合タクシーについてであります。

まず、地域の暮らしを支える乗合タクシーの早期導入を求めるものですが、市の高齢化世帯・独居高齢者は着実に増加しており、病院や買い物さえ不自由を強いられ、社会の隅に追いやられているのが現実であります。

また、免許返上など、新たな交通弱者も生まれています。今まで利用できた、ふれあいバ

スが「バス停まで歩いていけない」「肉体的にしんどい」など、悲鳴ともとれる声が聞こえています。こうした交通弱者の実態をどのように受け止めているのか伺います。

また、市長は平成25年度の市政運営方針で、高齢者施策を充実させていくとしています。高齢者政策の中で乗合タクシーをどう位置付けているのか、答弁を求めるものでございます。

次に、実現のための試行運転を1日も早く実現してほしいと思いますが、山武市、佐倉市、そして、隣の東金市は平成24年度・25年度、デマンド型乗合タクシーの試行運転を始めています。加速的な高齢化と交通弱者の中で、スピード感を持って取り組む必要がありますが、答弁を求めます。

次に、自然エネルギーの推進をの問題でございしますが、まず、調査研究の立ち上げについて伺います。

12月議会でも、同趣旨の質問をいたしました。自然エネルギーの活用は、全国的に加速的に広まり、研究が続いています。各自治体はそれぞれの立地条件や適応を調査研究して地域の活性化のために千葉県下でも、水力・風力・太陽光発電など、積極的に取り入れています。

八街市も地域経済活性化の起爆剤としての位置付け、地域資源の掘り起こし、製品の産業化、利用先の確保など、調査研究をしてはどうか。そして、「宇宙に太陽に一番近い街、八街市」をアピールしてはどうか、伺うものであります。

2点目に遊休地・公共施設の活用について伺います。

まず、遊休地の活用をして、積極的に太陽光発電の推進を事業者を紹介したり、導入の手助けをしてはどうか。

次に、公共施設の屋根貸事業を財源の確保、教育環境の育成の立場から推進してはどうか提案するものであります。

こうした事業は昨年、神奈川県、埼玉県、岐阜県、新潟県、栃木県、愛知県など、20以上の自治体が公立学校を中心に屋根貸方式で、太陽光発電を導入する手続きを始めています。

埼玉県川越市は、市立小中学校全てに太陽光発電パネルを設置済み、児童・生徒が発電量の掲示板を見て、発電の仕組みを学習したり、発電量や二酸化炭素削減量のグラフを作ったりしています。川越市は、環境に優しい「エコチャレンジスクール」を推奨しており、取り組みが活かされてきています。

八街市での方向性をお聞きしたいと思います。

最後に、生活保護について伺います。

生活保護基準見直しをめぐる情勢は、2012年8月に「社会保障と税一体改革法」が成立し、それと合わせて「社会保障制度改革推進法」が成立しました。その附則の中に「生活保護制度の見直し」が掲げられ、その内容として、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化が明記されました。

また、生活保護制度のあり方専門会議では、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかどうか、調査が必要としています。しかし、問題なのは、単なる比較によって生活扶助基準が妥当な水準かどうかを判定しようという点にあります。それは、今日のように所得の格差が広がり、低所得世帯の消費水準が低下している中では、それと比較して生活扶助基準が高いというだけで、基準を引き下げるとは妥当とは言えません。問題は、その消費水準で、どういったことができるのか、どういった状態になり得るのかといった生活の質が問われなければなりません。

そもそも一般低所得者世帯の消費実態が、果たして健康で文化的な最低限の生活と言えるのかが、まずもって問われなければならないことだと思います。低所得世帯の消費水準と比較して、生活保護基準が高いからといって、生活保護基準を引き下げるとしたら、国民の最低生活を守る岩盤の意味を失い、際限なく国民の生活水準は引き下げられる負のスパイラルに陥る可能性が高くなります。

そこで、伺いますが、生活保護基準の引き下げによって市の受給者への影響はどのように考えるのか。

次に、引き下げによるさまざまな影響について伺いますが、生活保護基準引き下げは、最低賃金に影響するばかりでなく、最低保障年金をめぐる年金額にも影響します。課税最低限や保険料の減免制度との関連が強く、就学援助制度の認定基準を定める際にも用いられます。それは、国民の最低生活を守る岩盤として、社会保障制度の要となっているからであります。

市での生活保護基準を目安にして、利用条件を設定している教育・福祉・介護施設・住民税などの課税化など、市民に与える影響をどのように考えているのか伺うものであります。

国民の最低生活を保障するためには、生活保護基準だけでなく、それを少し上回ることで、生活保護の対象とならないボーダーラインの低所得層にとっても、税金や保険料の支払い、教育費や医療費の支払いだけで、生活保護基準以下になる可能性があります。

また、低所得者層にとって、入院や冠婚葬祭など、数万円ほどの貯えがないために、サラ金などに頼らざるを得ない場合もあります。それが、雪だるま式に膨らんでいくことは、誰もが知っていることであります。生活福祉資金貸付制度の重要性はそこにあります。生活保護基準の引き下げは、こうした生活保護受給世帯だけでなく、ボーダーラインにある低所得世帯もが、政策の対象から消えていくことになるものであります。それは、国民の生活を脅かすだけでなく、大きな混乱をもたらすことは、目に見えているわけですから、国に対して引き下げの中止を求めるべきと思いますが、答弁を求めるものであります。

次に、不正受給について伺いますが、人気お笑いタレントの母親が生活保護を受給していることをマスコミが報じ、生活保護に対する異常とも思えるバッシングがわき起こりました。報道の第一の特徴は、民法上の扶養義務とはどういうものなのか。なぜ、扶養が生活保護制度上、保護の要件とされていないのかという点についての正確な理解を欠いたまま、同義的問題だけを不正受給の問題にすり替えて、不正受給が行われているかのような感情的な追及がなされた点であります。

第2の特徴は、あたかも生活保護利用者全般や生活保護制度そのものに問題があるようなバッシングがなされたという点であります。不正受給は金額ベースで受給者全体の0.4パーセント弱という数字になっていますし、高校生のアルバイト料の深刻漏れなども含まれています。

また、ケースワーカーの不足や負担の増加、問題の複雑多様化など、問題を多く抱えており、受給に対する十分な調査ができないことは、不正受給にもつながる懸念もあるわけであり、市としても、圧倒的に少ないケースワーカーは、社会福祉法の示している標準数に持っていくべきだと思います。

市として、これまで、どのような不正受給があったのかどうか、その経過と対応を伺うものであります。以上です。

#### ○市長（北村新司君）

個人質問10、日本共産党、右山正美議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 乗合タクシーについて答弁いたします。

(1) ①ですが、交通弱者につきましては、さまざまな捉え方があると思いますが、参考までに、平成24年3月末の総人口7万5千441人に対する、ゼロ歳から14歳までの人口比率は12.3パーセント、65歳以上の人口比率は20.2パーセントとなっています。しかし、65歳以上の方には、自動車運転免許を保有している方も多くいるものと思われ、今年度実施している地域公共交通に係る調査業務におけるアンケート調査結果を見ますと、高齢者の自動車運転免許保有者の割合は、60歳台が82パーセント、70歳台が65パーセント、80歳台が28パーセントでありますので、残りの方が免許を保有していない方と考えられます。

また、18歳以上の方で免許を取得していない方の比率は17.4パーセントで、自家用車を保有していない方の比率は14.9パーセントでありました。これらの数値につきましては、単純に交通弱者とは言いきれないところがあります。

また、移動制約者の状況でございますが、平成24年3月末の状況では、要介護・要支援認定者が2千25人、身体障害者手帳発行者数が2千262人、療育手帳発行者数が561人、精神障害者保健福祉手帳交付者数が335人で、その合計は5千183人で、総人口に占める割合は6.9パーセントであります。

なお、移動制約者の移動に係る施策として、NPO法人等福祉有償運送運営協議会の開催、福祉タクシー利用助成券の交付、ボランティア団体へのゆうあい号の貸し出しなど、交通弱者にも対応しているところでございます。

次に、②ですが、ご質問の乗合タクシー、いわゆるデマンド交通につきましては、予約制の乗合いバス、またはタクシー交通による運行形態で、安価なソフトウェアの開発もあり、近年、高齢者や車の免許を持たない方の交通手段として注目されてきており、近隣では、平成16年3月から酒々井町において、社会福祉協議会が運行主体となり実施しております。

また、平成22年度からは、佐倉市の一部地域や山武市において、実証運行を開始し、今

年度で実証運行が終了するとのことであります。

なお、東金市でも、昨年１０月から本市に隣接する一部地域において実証運行を開始しております。

また、既に実証運行を終えた大網白里市では、成果が得られなかったことから、デマンド交通の正式導入を見送ったと伺っております。

デマンド交通の長所としては、一定のサービス区域内であれば、自宅付近から目的地、あるいは目的地付近まで利用できる。また、乗り合いのため、座席数の関係などで利用時間が前後することがありますが、原則として、予約した時間に利用が可能であることが挙げられます。

一方、短所としては、電話などによる事前予約が必要であること。サービス区域が限定されるので、目的地によっては、路線バスなど、他の公共交通への乗り継ぎが必要な場合がある。見知らぬ人との相乗りとなることから、それに抵抗感のある方がいるなどといったことが指摘されています。

本市では、現在、公共交通空白地の解消策、また、廃止となったバス路線の補完等の一環として、コミュニティバスである、ふれあいバスを運行しておりますが、利用者の減少などもあり、市の財政負担は年々増加している状況であり、ふれあいバスの運行形態、料金体系等を見直す必要性もあるものと考えております。

このような状況から、今年度から、ふれあいバスを含めた、今後の公共交通の具体的な取り組みを検討するため、八街市地域公共交通協議会を開催しており、今年度は既に３回開催いたしました。

協議会のメンバー構成としては、国・県の公共交通担当職員、警察、道路管理者、路線バスやタクシーなどの公共交通事業者、大学教授などの学識経験者、公募委員を含む利用者や市民の代表者など２５人で構成されています。この協議会において、本市の公共交通に関わる課題の洗い出し、ふれあいバスのあり方、デマンド交通における実証運行を含めた公共交通の方向性等を検討しているところであり、市民のニーズに適合し、市の財政状況に見合った持続可能な公共交通の形態について、協議会の中で検討していただき、その結果を踏まえ、市としての方向性を示してまいりたいと考えております。

次に、質問事項２．自然エネルギーの推進をについて答弁いたします。

（１）①ですが、エネルギーを安定的に確保するためには、多様で自立分散したエネルギー源である自然エネルギーなどを組み合わせていくことや、省エネルギー対策など既存エネルギーの高度利用に取り組んでいくことが有効であると考えております。

現在、市内３カ所で民間によるメガソーラーによる発電システムの建設を進めていると把握しております。メガソーラーの建設にあたっては膨大な面積と多額の費用がかかることから調査・研究してまいりたいと考えております。

次に（２）①ですが、遊休地とは、住宅や農地や駐車場などをはじめとした、どのような用途でも使われておらず、有効活用されていない土地のことですが、遊休農地以外

の面積は把握しておりません。

市農業委員会では、その区域内にある農地の利用状況について調査を行わなければならないことから、遊休農地として、田、畑を含め約318ヘクタールの面積があると把握しております。

現在のところ農業上の利用の増進を図るため、必要な指導を行い、また、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者等に対し、農地利用集積の円滑化に努めているところであり、新たに担い手への農地の集積を円滑に行うため、農地の借受者に対し、奨励金を交付することにより、農業経営基盤の強化を促進しているところであります。

これらのことを踏まえて、本市としましては、基幹産業である農業の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、②ですが、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、市有財産の活用と新たな財源の確保を図るために、公共施設の屋上を太陽光発電事業者に貸し出す、「屋根貸し事業」に取り組む自治体が増えてきていることは承知しております。

また、学校施設におきましては、太陽光発電設備が身近にあることで環境教育に役立つこと、災害時等により停電が発生した際には体育館等の避難施設に電源を供給できること等、屋根貸し事業は有効であるとも認識しております。

屋根貸し事業につきましては、契約期間が長期にわたることから、先行している自治体での効果を検討し、屋上に平面が多い学校施設への設置につきまして、太陽光発電設備の重量に対する耐力度調査や施設の安全性を確認し、検討していく所存であります。

次に、質問事項3. 生活保護について答弁いたします。

(1) ①、②、③は関連がありますので、一括して答弁いたします。

政府は生活保護費のうち、食費や光熱費など月々の日常生活費に相当する生活扶助費の基準額を平成25年8月から3年程度で段階的に引き下げる方針を示しました。この基準額は、生活保護以外の制度でも、経済的困窮する家庭に給食費や学用品代などを援助する就学援助の支給額や個人住民税の非課税限度額などを決める目安となっていることから、基準額の引き下げが市民生活に影響を及ぼす可能性は十分認識しているところであります。

生活扶助基準が引き下げられる世帯は、全体の96パーセントにあたるとも言われておりますが、生活保護の基準は、級地区分表によって市町村単他以6段階に分けられていることに加え、生活扶助費は世帯の人数と年齢によって基準額が異なることから、この基準額が明確に示されていない現段階では、本市における受給者への影響を具体的に試算することはできないものでございます。

厚生労働省では、基準額の引き下げに伴い、低所得者を支援する他の制度にできるだけ影響が出ないよう対応していくとともに、生活困窮者の自立・就労支援等をさらに強化するための事業を実施するとしており、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、近年、収入の未申告や居住実態の虚偽、医薬品の転売、暴力団の受給といった生活保護制度を悪用した不正が全国的に問題視されておりますが、本市におきまし

ても、故意や過失による虚偽申告が判明した場合には不正受給とみなし、返還を求めているところであります。

返還の状況としましては、平成22年度で稼働収入の未申告が12件、老齢年金の受給、及び交通事故損害賠償保証金の受領未申告が各1件で、総額112万9千675円、平成23年度で稼働収入の未申告が13件、各種年金の受領未申告が3件、その他の理由によるものが3件で、総額185万4千122円、本年度は1月末時点で、稼働収入の未申告が20件、各種年金の受領未申告が7件、その他の理由によるものが5件で、総額208万6千854円の返還金を徴収しております。これらは、本市の生活保護費総額の約0.2パーセント程度であり、必ずしも悪質な不正受給が蔓延しているとは考えておりません。しかしながら、不正受給は制度を揺るがすものとして許されない行為でありますので、今後も不正受給が確認された場合には、必要な指導・指示や保護の停廃止を行うとともに、保護費の返還を求めるなど、生活保護制度の適正かつ厳正な運用に努めてまいりたいと考えております。

#### ○右山正美君

それでは、乗合タクシーから若干伺いたいと思いますが、交通弱者の実態というのは、私は率であらわすということも必要かもしれませんが、率で割り切れる問題ではなくて、やはりこの弱者がどんどん増えてきているというのは、高齢化も20パーセントになってきたということからすれば、交通弱者もどんどん増えてきているということは、もう間違いないことで、そういった方々が今まで、ふれあいバスに乗れたのも、乗れなくなっている。あるいは、もう歩けないとか、そういう方々もきている中で、やはり乗合タクシーというのが必要にされてきているというのが現実問題であって、ですから近隣を含めて、いろんなところで試行錯誤しながら進めてきているというのが実態なわけであります。

八街市も協議会が発足されているわけで、そういったことからすれば、やはり積極的に、そういった問題も含めて協議会の中で論議もされていると思いますけれども、その辺について担当課としては、協議会の中身について、そういう問題が論議されているのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

#### ○総務部長（浅羽芳明君）

デマンド交通、早期の導入ということでございますけれども、今、話にありますように、基本的には、現在、地域公共交通連携計画、これを策定しておりますので、この計画の内容を踏まえてということになります。この計画については、ご承知のとおり地域公共交通協議会によって策定作業を進めているところでございまして、その地域公共交通協議会の議論の内容ということでございますけれども、協議会におきましては、市内各地域での利便性向上の可能性ということで、地域を4つに分けまして、北部、南東部、南西部、西部、この4地域に分けて、1つはふれあいバスの利便性向上の可能性ということ。それから、もう一つがご質問にありますように、デマンド交通の導入可能性と効果ということで、私どもの方でも検討資料を提示をして、検討をいただいているような状況でございます。

#### ○右山正美君

市長も施政方針で、やはり高齢者施策の中で、見回りネットができて、これは職員の方のアイデアで、大変お金もかからなくて、職員に感謝していると、こういったところまで文章化されて発表されているわけですので、ぜひ、この乗合タクシーも協議会の中で、やはり市長が諮問して、しっかりと交通弱者の方々を守っていくんだという方向性を私は積極的に提案していただきたいと、このように思うんですけども、これも高齢者施策の1つですから、ぜひ、その辺について市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（北村新司君）

今、八街市の地域公共交通協議会が開催しております。その中で、デマンド交通も含めた議論をしっかりとさせていただいております。先ほども答弁したとおりでございますけれども、協議会の中で、しっかりそのことを検討していただきたいと思っております。

#### ○右山正美君

できるだけ、私はスピード、スピードということが好きなんですけれども、やはりスピード感を持ってやらないと、なかなか追い付いていけないという部分がありますから、ぜひ、今、市長が言われたとおり、協議会の中で積極的に、それは進めていくんだということを伺いました。ぜひ、市長の1つの目玉でもある高齢者対策、これをぜひ進めていただきたいと、このように思います。

次に伺いますけれども、私は自然エネルギーの問題で、やはりこの八街市の活性化をどうしていくかという問題についても、さまざまに取り上げ、ほかの議員の皆さんもやってきているわけなんですけれども、住宅リフォーム助成1つにとっても、これは補正を含めて、あと10万9千円しかないんですけれども、6千572万9千755円の効果があつたんですよ。これは、17、18倍の波及効果なんです。そういうことからすると、もちろん住宅リフォームも継続していかなければならない事業ですし、今年度300万円しか予算が付かなかったというのは残念なんですけれども、ぜひ、補正でもこれはやっていただきたいと思います。

同時に、この起爆剤としての自然エネルギー活用、先ほどの遊休地の活用、あるいは公共用地の施設の屋根貸し、この辺についても、私は調査研究チームを立ち上げて、調査研究したいと言われましたけれども、私はこういった問題については、積極的に対応する必要があると思いますよ。

農業委員会に聞きたいと思いますが、遊休地、休耕地について、例えば事業者が農地を借りてやりたいなといったときに、全くだめですよということは、言われるのかどうか。あるいは、その事業について、県に上げるとか、そういった意味合いでの協力体制というのはできるのかどうか。その辺についてどうでしょうか。

#### ○農業委員会事務局長（藤崎康雄君）

基本的に、この自然エネルギーの特に農地であれば、太陽光発電が当然出てくると思うんですが、この取り扱いにつきまして、国の方でもいろいろ検討はしているようですが、今のところは、ほかの農地転用と同じ扱いということでございます。

自然エネルギーの特に太陽光の設置につきましては、農地転用を出してくる時点で、ある程度、費用負担がかかってきますので、許可が出るかどうかという前に、うちの方に相談に来ます。うちの方も案件ごとに場所等を見ませんと、最初からできない場所もございますので、そういう案件につきましては、うちの方に来ていただいて、1件1件、うちの方も現地に赴いて、また、可能性について難しいかどうかの判断を迷うというようなところについては、県の担当者も交えまして申請者の相談に応じているという状況でございます。

#### ○右山正美君

今のとおり、遊休地が全くシャットアウトではないと。その事業内容、あるいは、ことについては、一緒に調査研究をしながら、市が誘導的に調査研究しながら、それを積極的に活用していく。遊休地を活用していくということは大事ですし、その遊休地が、そういった太陽光とか、そういったもので、埋め尽くされてくれば、これはまた財源として、土地代とか手数料とか、財源がそこでゼロだったのが生まれてくるわけですから。先ほどの屋根貸しもそうですね。業者は売電するわけですから。すると、市には、その財源が新たに入ってくると、こういうことになるわけですよ。ただ、それだけではなくて、教育関係でも環境問題、二酸化炭素削減の問題とか、学習のそういった面にも使われてくると。ですから、ここで、ただ調査研究だけを今やります、やりますだけではなくて、実際に足を踏み出すかどうか、これが問題なんです。やはり太陽に近い八街市をアピールして、そして大いに太陽の熱を取り込んで自然エネルギーを推進する街、八街市と。T P Pは総理大臣がアメリカへ行きましたけれども、T P P参加ですよ。そういった新聞報道が今朝なされませんでしたか。T P Pに参加すれば、八街の農業は本当に大変なことになってくるんですよ。そういったことも含めて、多岐にわたって、そういったものを考えていく。じり貧の八街市ではなくて、少し経済的な感覚、経営的な感覚も入れた、そういった自治体づくりというのも、私は必要じゃないかというふうに思います。そのために、やはりそういったものを積極的に取り上げていくということは、大事だと思いますし、神奈川県の前年秋に20学校の屋根の貸出先を公募したんですよ。どんどん入ってきて、教育環境とか、そういう学習する、実地で講習することまで提供事業者が提供できるという、そういった報道も、どんどんやっているわけですから、ぜひ、財源がない、財源がないんじゃないかと、財源をどうしたら生み出せるのかという観点からも、ぜひ、こういった問題に積極的に対応、適応をしていただきたいと、このように申し上げておきます。

最後に生活保護の問題、いろいろ担当課含めて大変なことで、本当に不正受給だ、何だかんだ、そういったこともあるんですけども、ぜひ、市長、八街のケースワーカー、社会福祉法で示している標準数には全く足りませんし、そして、仕事のあっせんとか、そういったものも含めてやっていけば、ケースワーカーは圧倒的に少ないわけですから、その辺の検討も当面はいいですけども、その辺のところも考えてやっていただきたい。そして、生活保護を受けられる最後のよりどころとしての生活保護を充実させていただきたいというふうに思いますので、ぜひ、そういう点からも街を活性化していく、街を積極的にやっていくとい

う意味では、ぜひ、そのようにやっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

#### ○議長（中田眞司君）

以上で、日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、私は、子どもたちのすこやかな成長を目指して、高齢社会に向けた街づくりに  
ついて、この2点について質問をいたします。

1点目に、子どもたちのすこやかな成長を目指して。まず、教育問題です。

未来を担う子どもたちの教育は行政の最優先課題の1つであり、経済的に厳しい家庭が増  
加する中で市が果たすべき役割は大きくなっています。予算を一律に減らすべきではなく、  
教育充実のために十分な予算を組むことを求め、学力向上、不登校・いじめ対策の2点につ  
いて質問いたします。

まず、学力向上についてです。勉強がよくわかるようにと各学校では普段から授業の工夫  
をし、テスト前や長期の休みなどを利用して、補習などを実施しています。今できることを  
しようと、先生方がさまざまな努力をされています。しかし、一人ひとりの子どもたちの勉  
強のつまずきに早期に気づき、学力を向上させるためには、先生の人数を増やし、少人数学  
級を推進することが一番の近道です。各学校の教職員の増員を強く求めるがどうか。

平成24年度から文科省による第4次学校図書館図書整備計画がスタートし、図書標準の  
達成を目指す予算、学校図書館への新聞配備予算、学校司書予算1人につき105万円など、  
地方交付税措置がされています。児童・生徒の豊かな学びを保障するために、交付税を活用  
して専任の学校司書配置のための予算化を求めるがいかにか答弁を求めます。

次に、不登校・いじめ対策の充実についてです。

学校に行きたくても行けない小中学生の不登校が全国平均の各3倍、4倍となっている八  
街市では、不登校の子どもたちに対して、きめ細やかな抜本的対策が必要です。日本共産党  
が要求してきた家庭訪問専門員は、この間、2名配置してきましたが、長期に休んでいる子  
どもたちや、いじめの問題に対応するには不十分です。早期発見・早期対応できるように各  
小学校区への配置が必要と思うがどうか。

また、小学生で不登校のまま中学生になった場合、学校への復帰は難しいかと思います。  
中学校の適応教室のような小学生の居場所設置を求めるがいかにか。

教育問題の最後に、就学援助の充実についてです。

昨年12月議会において、就学援助を利用できる所得基準をわかりやすく示すこと、クラ  
ブ活動費、PTA会費、生徒会会費を対象にするよう求めたところ、教育長は「柔軟な対応  
と効果的な支援を検討する」と答弁されました。どのように検討されたのか。

また、修学旅行費については、多くの自治体で実費を支給していますが、八街市は小学校  
で2万600円、中学校で5万5千700円です。実費の全額保証支給すべきと思うがどう

か。そのためにも貧困が進行するもとの、小学校の準要保護予算は前年度と比較しますと増額となっていますが、中学校では減額です。減額せずに充実を求めます。

また、給食未納家庭について、ほかの税の収納状況等も参考にして、就学援助の対象になるかどうか判断してはどうか、答弁を求めます。

次に、子どもたちのすこやかな成長を目指しての2点目に、子育て支援の充実についてです。

まず、非行防止対策の充実についてです。地域を犯罪から守ろうと、防犯パトロールなど、市民が自主的に実施しています。犯罪を防ぐためには、防犯カメラの設置よりも、多くの市民の協力が力を発揮します。経済的困難など、さまざまな苦勞に直面している家庭が増えてい中で、子どもたちがすこやかに成長するために、地域の方たちの協力は欠かせません。

「健全育成都市宣言」をしている八街市では、そのための具体的な施策が求められていると思うがいかがか答弁を求めます。

次に、児童クラブの充実についてです。希望者全員の入所を求めるがいかがか。

また、日本共産党は保育時間の延長を一貫して求めてきましたが、7時まで延長されることになり、保護者の方々が喜んでおられます。

そこで、指導員の拡充はどうするのか伺います。

3点目に、各学区への児童館設置についてです。

日本共産党は、子どもたちが小さいうちから親子の交流の場として、また、小中学生が自由に集える場所として、児童館の設置を一貫して求めてきました。子どもたちの健全育成のために児童館は必要不可欠です。印旛郡市の中でも八街市以外では児童館を設置しています。もうこれ以上、子どもたちも待てません。各学区に計画的に児童館設置を求めるがいかがか。当面、総合福祉センターとスポーツプラザの1室を常時使用可能にできないか伺います。

大きな2点目に、高齢社会に向けた街づくりについてです。

まず、介護保険制度についてです。八街市の介護保険料の平成23年度の収納率は、年金が年額18万円未満の場合、75.05パーセントです。約24パーセントの方が保険料を滞納しています。1年以上滞納した場合、介護保険のサービスが制限されます。平成25年1月末現在、要介護・要支援と認定されている方のうち、保険料を1年以上滞納しているのは16名に上っており、大変深刻です。保険料を納められない人は利用料も払えません。誰もが必要な介護を受けられるよう保険料・利用料について、市独自の軽減策を求めるがどうか。

厚労省は2015年4月に国庫負担を削減し、介護度が低い要支援者の利用料を倍増にするなど、さらなる制度改悪を実施しようとしています。国の制度改悪に反対し、今の制度を安心して利用できる制度に改善するよう、市として国に提案を求めるがいかがか、答弁を求めます。

次に、高齢者対策についてです。

平成24年3月末に65歳以上の人口が20パーセントを超える中、高齢者が安心して生

活できる施策の充実について伺います。

1 点目に、孤独死の防止についてです。八街市では24事業者の協力を得て、「八街市高齢者見守りネットワーク事業」が実施されることにより、安心感が増えます。しかし、この事業は、異変があった後での通報です。より積極的に、定期的に高齢者を訪問する訪問調査員の設置を求めるいかがか。

最後に、情報提供についてです。防災無線が聞こえない地域では、事が起きても情報が伝わりません。高齢者の安全を確保するために、情報が確実に伝わる対策、また、家具転倒防止策の推進を求めるいかがか。

以上の質問に前向きな答弁を求めます。

## ○市長（北村新司君）

個人質問11、日本共産党、京増藤江議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 子どもたちのすこやかな成長を目指してについて答弁いたします。

(2) ②ですが、本市では、放課後を安全に生き生きと過ごすことができる場として、市内全小学校区に児童クラブを開設しております。この児童クラブにつきましては、現在、分校を含め市内全小学校9カ所に設置し、昨年7月には第三朝陽児童クラブを開設し、待機児童の解消を図りました。

また、現在、児童クラブは、平日は放課後から午後6時30分まで、土曜日は、午前8時から午後6時30分まで開設しているところですが、かねてより、保護者の方々から要望のありました開設時間の延長につきましては、平成25年5月1日から30分間延長し、午後7時までとしたいと考えております。

次に、③ですが、本市では安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てのしやすい街づくりを進めるため、八街市総合計画2005の第2次基本計画及び八街市次世代育成支援行動計画に掲げた、各種事業を推進しております。しかしながら、現在の厳しい財政状況を勘案いたしますと、児童館につきましては大変難しいものと考えております。

また、総合保健福祉センターとスポーツプラザの体育館の一室につきましては、市民の皆様が利用されていない範囲、あるいは市役所の業務に支障がない範囲で、子育て親子の交流の場として開放しているため、常設することにつきましては、現時点では非常に厳しいものがあるものと考えておりますが、総合保健福祉センターの一室を常設にできるか、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、先ほどの②でも申し上げましたが、子育て支援策といたしましては、さらに児童クラブの充実引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 高齢社会に向けた街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、介護保険料の減免制度につきましては、本市の介護保険料減免取扱基準に従い、第1号被保険者または、その属する世帯の生計を主として維持する方が、「災害により著しい損害を受けた場合」「長期入院により収入が著しく減少した場合」「死亡した場合」「心身に重大な障がいを受けた場合」など、個々の事由に応じて、25パーセントから

最大１００パーセントの保険料額の減免を実施し、申請後、速やかな対応に努めております。

今後も介護保険料の減免につきましては、本市の減免取扱基準に基づき、被保険者個々の事情に応じて対応してまいりたいと考えております。

介護サービスの利用料の軽減につきましては、要介護者等が１カ月に支払った利用者負担が一定の額を超えたとき、利用者負担の軽減を図るため、高額介護サービス費を支給しており、所得区分に応じて所得の低い方に多く支給されるよう制度設計がなされております。

また、市民税非課税等の低所得者に対する補足給付として、低所得の要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、本来、保険給付の対象とならない食費・居住費についても負担限度額を設定し、限度額を超える分は特定入所者介護サービス費として現物支給していることから、現行制度においても所得の低い方に対して制度的配慮がなされているものと考えております。

今後につきましても、国の制度に準じた利用料の軽減措置を実施してまいりたいと考えております。

次に、②ですが、本市においては、介護保険制度の持続的かつ安定的運営を図るため、国に対する要望として、介護給付費負担金については、各保険者に対し、給付費の２５パーセントを確実に配分し、調整交付金は別枠とすること。また、財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすることなど、全国市長会を通じて要望しているところでございます。

今後につきましては、社会保障制度改革推進法に基づき設置されました社会保障制度改革国民会議や、社会保障審議会の審議状況など、介護保険制度改革について、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に（２）①ですが、市では、これまで孤独死対策として、ひとり暮らしの高齢者世帯、高齢者のみの世帯に対して、急病などの緊急事態をボタン１つで通報できる緊急通報装置設置管理事業や健康保持と安否確認を兼ね、週に１回お弁当を配達する配食サービス事業を行ってきました。孤独死については、孤独死が発見された場合、必ずしも市に連絡が入るわけではないので、その実態は把握しておりませんが、本市の高齢者サービスを利用していた方のご家族や担当ケアマネジャー、また、民生委員からご本人が自宅で亡くなっていたとの連絡があったこともございます。

そこで、市では、平成２４年４月から孤立感、不安感から訪問を希望する、ひとり暮らしなどの高齢者世帯に対し、ひとり暮らし等高齢者訪問事業を開始しました。増加する高齢者の安否確認については、民生委員だけでなく地域の協力も必要と考え、高齢者宅を訪問する機会の多い、民間事業者と協定を締結し、昨年１２月１９日に八街市高齢者見守りネットワークを発足しました。高齢者見守りネットワークは、事業者等が日常業務の中で、地域の高齢者に対して、さりげない見守りを行い、何らかの異変を発見したとき、市へ連絡をいただき、市が状況確認を行うものでございます。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、スタートしたばかり

りの高齢者見守りネットワークをはじめ、高齢者サービスの充実を図っていきたいと考えております。

次に、②ですが、緊急時の市民への情報提供といたしましては、現在、防災行政無線を活用しております。しかしながら、強風などの気象条件や聞こえない場所にいるときなどにはフリーダイヤルによる防災無線情報を得ることができます。昨年10月1日からは、やちまたメール配信サービスも始めました。これは、防災行政無線から放送した内容のほか、防災情報、市のイベント、講座情報などが配信され、より多くの情報を提供できるものと考えております。

なお、災害時に自分一人では避難することが困難であり、支援を必要とする重度の障がいのある方や、ひとり暮らしの高齢者などへの支援策としては、現在「災害時要援護者名簿」の作成に向け、準備を進めているところでございます。

また、地震発生時の危険防止のため、家具転倒防止器具の取り付けの必要性については、十分に認識しているところであり、平成23年度は、社会福祉協議会の協力によりまして歳末助け合い運動で、ひとり暮らしの高齢者世帯など、348世帯へ取り付けを実施いたしました。平成24年度におきましても、287世帯へ取り付けを実施したところでございます。

#### ○教育長（川島澄男君）

質問事項1. 子どもたちのすこやかな成長を目指してについて答弁いたします。

(1) ①ですが、林修三議員の質問に答弁したとおり、各校の取り組みの成果と課題を教育センターにおいて十分検討し、より効果的な方策としてフィードバックしてまいりたいと存じます。

また、学力向上には、児童・生徒の個々に応じた、きめ細かい指導が有効です。指導する側である教職員等の増員を行い、教科に応じて1学級を少人数に分けた指導を行っているところ です。

県費負担教職員としては、一定の児童・生徒数以上の学校に対し、少人数指導の教員が配置される対応がとられております。

本市としましても、これを補うべく平成21年度から24年度については、臨時職員として学力向上推進員を各学校に合計10名配置し、きめ細かい学習指導を推進してまいりました。

平成25年度については、教育補助員を各学校の状況に応じて配置する予定です。学校図書館司書につきましても、平成25年度は、教育補助員により対応していく予定です。

次に、②ですが、不登校については、その未然防止策を中心に「学校不適応に関わる早期発見・早期対応」「魅力ある学校づくり」に各学校とも取り組んでおります。

また、不登校児童・生徒への支援については、スクールカウンセラーや本市、教育支援センター、カウンセラーの活用等、相談体制を整備するよう努めております。

また、段階的支援として、「市の教育相談員による訪問相談」「市教育支援センター、校内適応指導教室、各学級との連携」など、セーフティネットの構築による個別の支援も行っ

ております。

今後は、不登校児童・生徒を取り巻く環境支援として、家庭支援、福祉的支援について、関係諸機関との連携支援体制づくりに努めてまいります。

次に、いじめ対策についてですが、湯浅議員に答弁したとおり、「いじめは絶対に許さない」という姿勢をもって、未然防止と早期発見に努めてまいります。

次に、③ですが、就学援助制度については、平成24年4月1日より実施要綱を制定し、必要な援助が円滑に行われるように留意しております。認定にあたり、審査の透明性・統一性が図られるようになりました。保護者には、援助を受けるにあたっての要件や手続きがわかるように、学校や市役所を通じて丁寧にお知らせしております。

引き続き、認定や援助内容についても、申請理由に基づく柔軟な対応とともに、効果的な支援を検討してまいります。

次に（２）①ですが、市内全体の学齢児童・生徒の補導件数は、昨年度に比べ減少傾向にあります。これは、佐倉警察署及び千葉県警所管の北総地区少年センターとの連携、また、小中高生徒指導連絡協議会を中心とした、補導員その他関係機関との連携による成果と考えます。しかしながら、登校せず、問題行動を引き起こす生徒が各校に数名おります。それらの生徒に対し、学校は家庭訪問を行い、登校を促しております。

また、地域の商業施設と連携し、学校にいないとまらない時間帯や放課後の時間帯に制服姿で来た場合には、連絡を取り合いながら指導にあたっております。非行防止対策の基本は、一人ひとりの子どもに着実に目を向け、社会で生きていく考え方や行動の仕方を身に付けさせることです。

今後さらに、「八街っ子サポート連絡協議会」の機能の充実による、家庭及び地域の教育力の向上を図ってまいりたいと考えます。

昨年度に引き続き、逮捕及び児童相談所通告事案が発生してしまったことは、誠に遺憾ですが、事実を正確に捉え、未然に防ぐための方策につなげるとともに、過ちを犯してしまった子どもにも寄り添い、人としての道をより深く指導してまいりたいと存じます。

#### ○京増藤江君

それでは、順次質問させていただきます。

学校では、子どもたちの指導に一生懸命やっておられるということは、各学校を訪問してみても、本当によくわかるんですけども、やはり先生の数を増やさなければ、先生の熱意だけでは、とても子どもたちの現状には合わないと思います。

それで、今年度、先生の数はどのくらい増えるのか、お聞きします。

#### ○教育次長（長谷川淳一君）

教員の数が増えるというわけではございませんけれども、八街市の場合は、小中学校でほとんどのクラスが35人以下の学級編制となっております。それは、教員がそれだけ配置されているということでございまして、小学校におきましては、普通クラス127クラスのうち35人を超えているクラスが朝陽小学校で6年生4クラス、交進小学校で4年生の2クラ

ス、川上小学校で6年生の2クラス、この8クラスが35人を超えておりますけれども、それ以外は、小学校全て35人以下のクラス編成となっております。

それから、中学校につきましては、八街南中学校の2年生が4クラス、35人を超えておりますけれども、それ以外は4中学校とも全て35人以下の学級編制となっております。

#### ○京増藤江君

八街市では、ほとんどの多くのクラスが35人以下学級だという、そういう報告だったんですけれども、ただ、今この35人以下の学級が多くても、八街市の場合は子どもたちが置かれた家庭環境、所得なども含めまして、大変厳しい状況に置かれている。そういう中では不登校も大変多く生まれていると。不登校になりそうな子どもたちもいるというわけですから、35人以下の学級が多いから、この人数でよしというわけにはいかないわけですよ。やはり適切な八街らしい、八街にふさわしい人数というのは、子どもたちのクラスの人数というのはあるわけですから、35人学級だから満足というわけにはいかないと思いますよ。ですから、これは先生の配置を手厚くしていただきたいと、そういう方向を持っていただきたいと思うんです。

それで、先ほどの教育長の答弁の中では、学校司書も配置されるということでしたが、これは各学校に配置されるのか、まず伺います。

#### ○教育次長（長谷川淳一君）

学校司書を配置するというふうな答弁はしておりませんが、要するに学校司書にかわって教育補助員を平成25年度から実施するにあたって、臨時職員を雇用した中で、図書館の運営等の環境整備等にあたっていただくような、そういった臨時職員を配置したいというように考えております。ただ、それは全ての学校ではなくて、必要に応じてということでございます。

#### ○京増藤江君

私、ようやく不十分ながらも司書を配置するのかと思ったら、そうじゃないということですので、本当にこれでは、子どもたちの学校教育はどうなるのかと思いますよ。学習指導要領からも、学校司書配置が必要なんだということで、今、全国でも配置が進んでいるわけですね。本当に子どもたちの学力を付けるためには、学校司書が必要だと。先生方が、より効率的な授業を行うためにも、この学校司書が必要だと認められているわけですよ。そして成果があらわれていると。こういう中で、大変消極的な答弁ですね。

交付税を活用して、ぜひ、専任の学校司書を配置していただきたい。これは子どもたちの情操教育、それから学力を付けるためには必要だと思いますが、教育長、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○教育長（川島澄男君）

私もこの立場になるまでは、交付税があるじゃないかというふうに思っていたわけなんです、交付税というのは一般財源というふうにして使われておりますので、その要望は出しておるわけなんです、まだ、実現に至っていないというところでございます。

○京増藤江君

それでは、市長に伺います。やはり、今の八街の子どもたちの状況、先ほどの答弁で35人以下の学級が多いんだけれどもということがありました。しかし、現実には子どもたちはさまざまな問題を抱えているわけですね。学校の教員の数を増やすことが大事ですけども、そういう中でも、文部科学省がせっかく予算も出しているわけですから、学校司書配置の予算化を何とでもしていただきたいんですが、この点についていかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほど教育長からも答弁がございましたけれども、平成25年度につきましては、学校図書館司書につきましては、教育補助員という形で対応してまいりたいと思います。

○京増藤江君

その補助員といっても、各学校にはつけないという答弁でしたよ。各学校につけるんですか。どうですか。

○教育次長（長谷川淳一君）

人数的には難しいですけども、各学校の要望になるべく応える形で対応していきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

この学校図書館司書は、要望がないからつけないとか、そういう問題じゃないと思いますよ。学校側は本当につけてもらいたいけれども、この八街市の状況を考えればというところで、要望しないかもしれないですよ。やはり子どもたちの教育をどうするか。学力をどう付けるのかというところでは、まず、学校図書館司書、私はこれを各学校につけていただきたい。本当に補正でもいいですから、学校図書館司書、これは各学校につけていただきたいということを、まず要望しておきたいと思います。

それで、八街市、せっかく健全育成都市宣言をしているわけですね。ところが予算措置が本当にないわけですから、一体どのように健全育成をしていくのかということが見えません。私は、子どもたちに問題が起きたとき、起こりそうなときに、すぐに対応できるようにしていただきたいと思うんです。そのためにも、家庭を訪問する専門員、これは今は2人ですけども、私は各小学校区に配置していただきたいんですが、まずは子どもたちの数が多い東小学校や実住小学校あたりから配置していただけたらと思うんですが、この方向についてはいかがでしょう。

○教育次長（長谷川淳一君）

家庭訪問の相談員につきましては、平成23年度から1名増員して2名体制ということでございます。確かに要望等もあるわけでございますけれども、なかなか財政状況がございません。当面は2人体制で行きたいというふうに考えております。

○京増藤江君

財政状況がある中で、第三雨水幹線事業は最優先なんですよ。本来、子どもたちの教育とそういう細かく、例えば調整池を付けていって解決できるような、そういう問題と本当にど

っちを優先すべきなのかということが問われていると思いますよ。やはり、ほかのことでも対応できるようなことを最優先にして、人員を増やしていかなければならない子どもたちの問題にどう対応していくかというところに、力が入らないのでは、健全育成都市宣言のこの名前が泣くんじゃないですか。

それで、やはり中学校に適応教室を作るようにと、私たち日本共産党は何回も何回も要望して、今、中学生が行くことができております。それで、今この学校の適応教室の人員配置についても時間はかかりました。しかし、今、例えば小学校でも本当に学校に来づらい子たちが多くて、学校の先生は電話したり、家庭訪問したり、本当に苦労されているんですよ。これ以上、先生方の負担だけが増えても、先生方は健康を害してしまうわけですね。ですから、家庭訪問専門員というのは増やすしかないと思いますよ。その方向について、どうお考えか伺います。

#### ○教育長（川島澄男君）

議員さんが一生懸命子どもたちのことを心配いただいていることは、本当にありがたいと思います。まず、健全育成都市宣言をしている、その具現化は何かということをご理解いただきたいと思います。

その具現化を図るために、八街っ子サポート連絡協議会というものを立ち上げました。その中で、非行防止、環境浄化、さらに家庭教育の推進、そういうものを行うために活動しております。さらに八街中学校をモデル学区として、花いっぱい運動とか、被災地の応援、支援とか、ボランティア活動とか、そういうことを今やっております。まず、そういうふうにして、健全育成を図っているんだということをご理解いただきたいと思います。

もう1点は、学校の実情を本当に議員さんはご存じで、ありがたいと思います。その大変なところを緊急雇用を活用して、各学校に必要な、家庭訪問していただきたいという方とか、また、それとあわせて丸付けをしていただきたいとか、そういう方を配置しようとしているということをご理解いただければと思います。以上です。

#### ○京増藤江君

教育長が言われていることは、それはそれで必要なことだと思うんですよ。時間がないので、児童クラブについて伺いたいと思います。

現在、児童クラブの入所児童の中で、ひとり親家庭の児童は約3割となっております。今、ひとり親家庭が増加している中、児童クラブに入所している子どもたちはいいんですけども、入所していない子どもたちは、どのように放課後を過ごしているのか、把握しているのかどうか伺います。

#### ○市民部長（加藤多久美君）

把握しておりません。

#### ○京増藤江君

やはり、子どもたちを健全育成していくために、今、母子家庭、また、ひとり親家庭の保護者の方々、夜昼働いておられる方もたくさんいらっしゃいます。本当に遅くしか親が帰れ

ない。放課後の子どもたちが学校が終わってから、夜も一人。こういうことを放置しておいていいのかどうか。これが、やはり非行の始まりにもなるかもしれません。やはり子どもたちが、ある程度、放課後の時間を大人に見守られて過ごす。そういうふうな時間を過ごしてもらいたいと思うんですが、今後、児童クラブにひとり親家庭の子どもたちが大勢入れるように。また、行き場所があるようにしていただきたいんですが、この点についていかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

児童クラブの充実については、常日頃、私ども担当部署としても考えておるところでございます。本年度は朝陽児童クラブの定員を増やした等々ございまして、今回は30分延長するという充実のことはやっております。まして、この新しい子ども子育て新システムの中では、今までは10歳まで、小学3年生までということが、小学6年生までが対象というようなことになりますので、その辺、物理的にどの辺までカバーできるかということについては、平成25年度以降の意向調査等々を踏まえまして、平成26年度には計画を立てていきたいと、そのようなスケジュールを考えているところでございます。

○京増藤江君

今、正社員で働けない方が多い中で、結局他ダブルワーク、トリプルワークみたいな働き方をしなければならない親御さんがいっぱいいらっしゃるわけです。子どもたちの面倒をみたくてもみれない。こういう家庭をどうするのかということは、私は八街市の大きな問題だと思いますので、ぜひ、全庁挙げて子どもたちの健全育成のために頑張っていただきたいと思います。以上です。

○議長（中田眞司君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時22分）

（再開 午後 2時33分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

桜田秀雄です。まず、質問に入る前に質問事項2. 子ども議会中、(1)の②、代表質問4について、当日、質疑応答がなかったとのことでありますので、取り下げさせていただきます。

それでは、通告に従い、市政改革、子ども議会、道路事業の3点について質問いたします。質問の第1は、市政改革、市民との協働についてであります。

市民とつくる街づくりについて、8回にわたる市民講座が終わりました。講座の参加状況、

制度化の道筋について、どのように考えているかをお伺いいたします。

また、協働の担い手である市民グループが安定的で持続的に活動ができることが協働の街づくりを進める上で必要不可欠です。財政力に弱い市民活動グループの居場所づくりが必要と考えますがいかが伺います。

質問の第2は、子ども議会についてであります。

平成23年、子ども議会の中で、①代表質問1. 交通安全問題について。③代表質問9. 中学生の腕章について、どのように答弁され、指摘された問題に対し、どのように対応されたのかを伺います。

次に、子ども議会の条例化について伺います。

中学校社会科の中で「地方政治と自治」を学ぶ授業があると思います。この授業を休会中の本会議場で行い、体験を通して議会の役割を学び、市民としての認識を深めるために制度化できないか伺います。

最後に、道路問題についてお伺いをいたします。

中央公民館から五区10号線を通り、県道神門八街線の接道部分は事故多発地点です。現在、宅地分譲中で、この機会を逃すと整備が困難になります。県と協議し、用地の確保とカワチまで歩道を整備すべきと思うがいかがか、お伺いをいたしまして終わります。

## ○市長（北村新司君）

個人質問12、桜田秀雄議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 市政改革について答弁いたします。

（1）①、②、③につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

まず、全8回の「協働のまちづくり市民講座」につきましては、第1回目は平成24年6月26日に「自治体の現状と課題」をテーマに開催し、参加者は75人で、うち市職員が31人でありました。

第2回目は、7月19日に「ボランティアとまちづくり」をテーマに、参加者は69人で、うち市職員が35人でありました。

第3回目は、8月22日に「環境と市民協働」をテーマに、参加者は65人で、うち市職員が31人でありました。

第4回目は、9月20日に「高齢者・障害者福祉と市民協働」をテーマに、参加者は72人で、うち市職員が33人でありました。

第5回目は、10月30日に「子育て・教育と市民協働」をテーマに、参加者は75人で、うち市職員が37人でありました。

第6回目は、11月20日に「コミュニティビジネス」をテーマに、参加者は57人で、うち市職員が22人でありました。

第7回目は、12月18日に「地域コミュニティの現状と課題」をテーマに、参加者は63人で、うち市職員が26人の参加でありました。

第8回目は、平成25年1月30日に「市民協働の仕組み・ルール、市民自治、まとめ」

をテーマに、参加者は61人で、うち市職員が26人の参加でありました。

また、2月7日には、「協働のまちづくり市民講座」参加者懇談会を開催したところであり、参加者は50人で、そのうち市職員は15人でありました。

最終回の市民講座において、千葉大学法経学部准教授、関谷先生からのお話では、協働に関するルールづくりが重要であるとのことでありました。ルールづくりにあたっては、行政と市民が共通認識のもと、指針や条例等、どのような形態が望ましいか検討し、行政と市民が協力し合って策定していく必要があるものと思われます。

また、関谷先生からのアドバイスとして、性急に策定するのではなく、市職員、市民、団体などが協働に関する理解を一層深めていく必要があるとのことでした。

このようなことから、平成25年度におきましても、今回の懇談会を発展させた形での場を継続し、さらなる共通理解を深めてまいりたいと考えております。

なお、サポートセンターなどの支援体制の確立につきましては、協働のルールや推進計画等とともに、組織体制の見直しも含めて検討すべき事項と捉えていますので、ご理解をお願いいたします。

次に、質問事項2. 子ども議会について答弁いたします。

(1) ①ですが、子ども議会に答弁いたしましたとおり、八街バイパスは、用地買収を進めながら、必要に応じて順次整備を進めていき、また、その間の事業用地は、適正な管理を行うと県より聞いております。市も、現地を確認し、安全に支障がないよう、草刈りなどを県に依頼し、実施されているところでございます。

今後も、既に確保されている事業用地の適正管理や有効活用などにつきましても、必要に応じ県と協議し進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 道路事業について答弁いたします。

(1) ①ですが、ご指摘の箇所のうち、市道五区10号線につきましては、土地所有者にお願いをし、隅切りを含め、セットバックにより拡幅をし、県道に出る際に見通しがよくなるようご協力をいただいたところでございます。

また、本市の県に対する国道・県道における歩道整備等の要望につきましては、毎年、千葉県印旛土木事務所を通じ、翌年度における千葉県道路環境課所管の県単交通安全対策事業として、要望しているところでございます。

ご指摘の県道神門八街線の歩道整備につきましては、平成25年度分から新規に歩道整備要望を提出したところであり、現在、五区、西林区、夕日丘区の各区長を通じ、沿線土地所有者に歩道整備の同意について、お願いしているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

## ○教育長（川島澄男君）

質問事項2. 子ども議会について答弁いたします。

(1) ③ですが、平成23年度の「子ども模擬議会」において、八街中央中学校の林可奈子議員より、安全腕章に関する見直しを提案する質問がなされました。これに対し、「本市

では、安全腕章や自転車通学用のヘルメットを貸与することで交通事故防止に努めております。ご指摘の腕章の件については、取り付け方法などの改善について、積極的に考えてまいりたいと思います」と答弁いたしました。

質問への対応について、各中学校の生徒指導主事と教育委員会により、協議を重ねた結果、以下の観点から腕章を廃止することとしました。

「質問で指摘されたように、制服の劣化につながる事」「上腕部に確実に取り付けることが難しく、自転車を運転する際など、光を反射しない角度になる場合が多いこと」「冬服期間の制服着用時に限定されるため、夏服時及び冬季の防寒服着用時など、非着用の時期が長いこと」などです。

対応策として、反射素材のクロスを、年間を通じて必ず活用する。通学用カバン等の目立つ箇所に取り付けることとしました。方法の詳細については、今後、年度初めまでに検討していくこととなっております。

なお、同じく腕章を貸与している二州小学校沖方面の児童については、自転車通学者のみの措置であるので、前かご前面に反射板を取り付けることで代替することとしております。

(2) ①ですが、中学校社会科(公民)の「地方政治と自治」の授業における指導目標として、2点あります。

1点目は、自分たちが住む地域社会への関心を高め、住民の1人として、地方自治の発展に寄与しようとする自治意識の基礎を育てる。

2点目は、調査や見学活動などを通して、地方の政治について理解させるとともに、発表や討論などを通して考えを深めるです。

桜田議員の言われるとおり、生徒たちに議場での体験活動を通じて、地方議会の役割を学ばせることは、未来の八街市を担う生徒たちが、議会についての認識を深め、市政の理解と関心を高めることにつながると思います。しかしながら、当該学年の全生徒の体験には、移動等により、教育課程上の授業数の削減が余儀なくなることから、現在考えておりません。

現段階では、夢議会に参加した児童・生徒が、貴重な体験を各校に持ち帰り、全校の児童・生徒に伝え、広めていくことで、市民としての認識を深める効果を期待したいと考えます。

## ○桜田秀雄君

3月議会、最後の一般質問となりますけれども、今議会の中で市民の協働、あるいは空き家問題、八街の将来を展望した、そうした質問が多かった、このように私も考えております。

私も昨年の3月議会で、空き家条例の制定を取り上げ、当局からの提案がなければ、12月議会に議員提案として出したい、このようにお約束をいたしました。今議会の中でも複数の議員から空き家問題について質問がありました。本日、午後でございますけれども、地方自治法第112条、この規定に基づきまして、議員提案という形で、空き家等の適正な管理に関する条例を提出させていただきました。

条例案は、空き地、垣根、空き家という3つの迷惑案件を一本の条例に取りまとめ、他の

市町村にはない、画期的な内容になっています。八街で初めての政策条例でございますので、皆様方のご理解を賜りたいと思います。

それでは、質問に入ります。

まず、市民との協働、制度化の道筋についてでございますけれども、先ほど答弁がありました。今回、8回の市民講座で、550人を超える皆さん方、職員を含めて参加をされたと。これは本当に素晴らしいことだと思うんですね。そこで、市長にお尋ねするんですけれども、市長は普段日常生活の中で、市民という言葉、住民という言葉がありますけれども、普段どのようにお使いか。普段、会話の中で自然と出る言葉はどちらかなと、市民という言葉、住民という言葉。

○市長（北村新司君）

普段、挨拶する中では市民の皆様方というふうに表現しております。

○桜田秀雄君

それでは、社会奉仕とボランティア、この言葉についてはどうでしょうか。社会奉仕という言葉がありますよね。ボランティア、内容はあまり変わらないんですけれども、普段、日常活動の中で、市長が一番お使いになっている言葉はどちらでしょうか。

○市長（北村新司君）

日頃、挨拶の中ではボランティアをしている方々、市民の皆様方というふうな表現をとらせていただいております。

○桜田秀雄君

市民との協働を行っていく上で、その協働の担い手として、区や町会、あるいは婦人会やさまざまな団体があると思います。NPO法人も、この担い手の1つではないかなと、私は考えているんですが、市長の考えはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

NPO法人にかかわらず、多くの市民の方々が、今、ボランティア団体等に加盟していただいて、頑張っていると思います。本当に日頃のボランティア活動に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げている次第でございます。

○桜田秀雄君

実は、市民講座の中でNPO法、特定非営利活動促進法、なかなか意味がわからないなど、こういう発言も参加者の間からありました。このNPO法なんですが、当初、市民活動促進法、こういうことで運動が始まりました。法制化の流れの中で、市民という言葉に大変抵抗された国会議員がおられます。当時、参議院のドンと言われまして、強大な実権を持っておられました。こうした中で、名称から市民という言葉は消えて、法案の中にあった17の市民という言葉、これは第1条の目的の中に1カ所だけ残りました。名は体をあらわす、こういう言葉がございますけれども、指導者の関係というものが、大きく行政を変える。羅針盤になり得るんだと、私はこういう意味で、今、大変失礼だったんですけれども、わざと質問いたしました。

議会の提案、先ほども答弁がありました。時間をかけたいと。制度化への意気込みをもう一度、市長の方からお伺いします。

#### ○市長（北村新司君）

先ほども申し上げましたけれども、平成25年度におきましては、今回の懇談会を発展した形の間として継続をし、さらに共通理解を深めてまいりたいと考えております。

なお、サポートセンターなどの支援体制の確立につきましては、共同のルールや推進計画とともに、組織体制の見直しを含めて検討すべき事項と捉えておりますので、ご理解をお願いいたしますと発言しました。

#### ○桜田秀雄君

次に、市民グループの居場所についてお伺いをいたします。先ほど答弁がありました。若干ニュアンスは違うのかなと思うんですけれども、先の議会で湯浅議員から行政側の体制づくり、これを求める質問がありました。私は、その一方の逆の担い手である市民の立場、このグループをどのように育成をしていくのか。そういう意味で、名称はいろいろありますけれども、そういったセンターづくりが必要ではないか、このように考えているのです。

私が関わった法律の制定の中に、アセスメント法、情報公開法、NPO法、この3つがあります。国のアセスメント法は、1981年に国会に提出され、継続や廃案を繰り返しながら国会審議だけでも16年かかりました。

また、情報公開法は、日本消費者連盟が必要とする時、私たちが情報公開法の制定を求める市民運動、これを立ち上げてから、実に24年かかったんです。協働のまちづくりを進める上で、NPO法など、市民グループの連帯は欠かせません。国会の近くに市民運動全国センターというのがあります。これは、東京にいる当時私も関わっていたんですが、この中にできた理由は時間がかかりますから言いませんけれども、やはり地方の自治体改革をサポートする上で、市民活動家、そうした皆さんが集まれる場所が必要だと。そういうことで、国会の近くに借りたんです。国会の近くですから、家賃も大変高いんですが、やはりこうした運動をしていく上には、やはりロビー活動が最も重要でございますから、国会の近くに事務所を構えたと、こういうことでございます。

こうした中で、市民グループが自由に出入りができるようにして、そして設営した私どもは、一切口を出さないと。その中で自由に活動してくださいと、こういうことでお願いをしました。そして、福祉やまちづくり、ごみといった自治体での改革をサポート、フロンガスの回収、これも義務化されました。あるいは容器包装リサイクル法、アースデイ地球の日、これらもこのセンターから生み出され、菅直人含めて、市民政治家が多く育っていったわけでございます。

午前中の質問の中でも、ごみの問題がありました。これは、特徴的な問題なんですけれども、ごみを拾うグループ、そうしたボランティアグループがあります。逆にそれを資源にしよう、こういうグループもありました。このセンターの中で、そうした交流が深まる中で、一緒にやっ払いこうじゃないかと、そういうことで、でき上がったのが容器包装リサイクル

法なんですね。そうした意味で、こうした市民グループの居場所……。

○議長（中田眞司君）

桜田議員に申し上げます。ただいまの発言は議題外にわたっておりますので、通告書に基づき質問をしてください。

○桜田秀雄君

市民センターについて、わたっているんです。市民サポートセンターを作ってほしいという要望の中で、こういう事例を申し上げながら、今、質問をしています。

○議長（中田眞司君）

では、続けてください。

○桜田秀雄君

再度伺いますけれども、市民サポートセンター、いわゆる居場所づくり、これを市民との協働の街づくりを進める上で、どのように考えているか。先ほど答弁はありましたけれども、再度お願いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど市長からも答弁差し上げましたけれども、今年度、市民講座を全8回行ってきたということに加えて、この講座に2回以上参加をしていただいた方に集まっていただいて、参加者懇談会を開催したというところでございます。今後の方向性としてしましては、先生もおっしゃっているように、ルールづくりに向けた取り組みを進めていくことが重要だというふうに考えております。まずは、ルールづくりを進めていく中で、サポートセンターということになりますと、物理的な問題として場所の問題であるとか、そこに配置をする人の問題とかということがございますので、そういったことについては、なかなかルールができ上がった中でのといいますか、ルールづくりとあわせて、非常に難しい課題もありますので、検討をしていかなければいけないのかなというように思います。

○桜田委員

例えば街づくりと一緒に進めていく上で、ボランティアとかいろいろあります。担い手の市民の方は、いわゆるボランティア意識が当然強くなると思うんですね。関谷先生の話の中にもありましたけれども、この街づくりを進める上で、私たちはボランティアだから適当でいいんだと、そういうことであると、やはりうまくいかないだろうと。だから、やはりボランティアが持続的に安定して活動できる。そうでないと行政からも、やはり信頼を得られないと。こういうことだろうと、私は思うんですね。そうした意味で、行政がボランティアを育てるということは求めませんが、少なくとも、そういう場所、千葉市にはそういうセンターがありますよね。そういう場所をぜひとも作っていただきたい、こういうふうに思うわけであります。

次に、子ども議会についてお尋ねをいたしたいと思います。

教育長にお伺いをいたしますけれども、個人名を出して大変申し訳ないんですが、岩品先生という方をご存じでしょうか。

○教育長（川島澄男君）

はい、知っております。

○桜田秀雄君

たまたま、私の団地に住んでいまして、約20数年前、役員も一緒にやったことがあるものですから、子ども議会について、ぜひ、授業で組み入れられないだろうかと、こんなお話をしたことがあります。当時、先生はやはり先生方も大変忙しいんだと。この授業をやるとなると、前後を含めて相当な時間がとられて、厳しいんじゃないかと。こんなお話もありました。

今は子ども議会をやられています。子ども模擬議会は1980年代の後半に始まりまして、1994年に児童の権利に関する条例、これを批准したことから、第12条の意思表示権の機会を子どもたちに提供しようではないかと、こういうことで、各地域で始まりました。この主催については、教育委員会がやはり多いんですけれども、商工会議所、あるいはNPO法人、あるいは小学校が独自でやっているところも、これは山形県、そういう学校もございます。

八街市は育て八街っ子推進事業、子ども模擬議会として行われているんですけれども、まず、模擬議会の感想をお聞かせ願えますか。

○教育長（川島澄男君）

ミニ議員ですけれども、子どもたち児童・生徒、高校生、それぞれの立場でいろいろ市の問題について、また、市をこんなふうにしたいというような問題意識をもって臨んでおりました。そして、その発言内容、発表の仕方もきちんとしておりましたし、もちろん答弁する私たちも真摯に答えていったと。そういう感想を持っております。

○桜田秀雄君

先ほどミニ議会の中で、いろいろ腕章の問題、大変進展があったと。大変すばらしいと思うんですけれども、私はやはりこうした生きた教育が必要ではないか、このように考えています。阪神大震災のときなんですが、千葉県に柏井高校というのがございます。この近くです。そこの先生が、ぜひ子どもたちにボランティア体験をさせてやりたいと、こういうことで職員会議にかけましたら、大反対を受けました。そして、粘り強く説得した結果、最終的には11対10ということで、修学旅行を神戸に行こうと、こういうふうになった例があります。

八街でも八街中学校の皆さんが2回にわたって被災地を訪れたと。報告書も拝見させてもらいましたが、本当に全国でも数少ない実践教育だったと、私はこのように思っているんですね。誇りに思っています。今、日本の各種選挙、この前、新宅議員からも話がありましたけれども、投票率は欧米に比べて確かに低くなっております。八街の市議会議員選挙の得票率、昭和50年には92.15パーセント、平成23年には47.04パーセントです。38年間で半減しています。やはり、子ども議会をやることで、当然呼びかければ保護者の皆さんも傍聴に来られると思うんですよ。そういうことを繰り返していくことで、やはりこう

した問題も実践の中で解決をしていく。そういう意味で、今、質問をしているんですけれども、そこでお伺いしますが、八街には4校がございます。例えば、公民の授業は中学2年生だと思うんですが、クラスは21とさっきお伺いしました。空き議会を利用して、年間21回ならば、これはできるんじゃないかなと、私は思うんですね。お隣の八街中学校の皆さんは歩いてここまで来られます。ほかの中学校の皆さんは、市にはバスがありますから、その市バスを使えば、送り迎えも可能だろうと。授業時間の制限があるといいますが、やる気になればできるのではないかと。

例えば、千葉市の場合、千葉市などは学校が59校ほどありますから、2年生のクラスだけでも232あります。そういう自治体ではできないんです。この街だからできるんです。八街では幼小中高、これは本当に全国に先駆けて情報発信をしました。ぜひ、これを授業に取り入れて、新たなこういうものを全国に発信していけたら素晴らしいんじゃないかなと、このように思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○教育次長（長谷川淳一君）

桜田議員のおっしゃるとおり、議場でのこういった体験活動、そういうのは大変有意義なことだというふうに、私は個人的には思いますけれども、昨日もご答弁したとおり、新学習指導要領が実施されたことによりまして、中学校は大変授業時間が増えております。ということで、放課後の時間、課外活動の授業も削減しているような状況の中で、確かに21クラスということで可能だということをおっしゃいますけれども、それもなかなか難しい状況なのかと。実態を踏まえた中で検討させていただくことになろうかと思っておりますけれども、実態は大変難しい状況だということを答弁させていただきます。

#### ○桜田秀雄君

確かに中学校は、昨年4月から新しい指導要綱に基づきまして、生きる力を育む、こういう教育方針に基づいて、今進められておりまして、先生方が多忙であるということは、私も十分承知しております。この件については、これからも機会があれば、ご質問していきたい、このように思っています。

次に、道路問題でございますけれども、先ほど答弁がありました。いろんな計画があるようございますけれども、これは質問通告はしていないんですが、関連しますけれども、あのとおり、やはり道は狭いし、時間帯によっては車両通行禁止がありますよね。通学時間帯だろうと思うんですが、道も曲がっているし、狭いと。車が通行することはあまり好ましくないなど、私も思っているんですが、やはり地域住民が住んでいますから、なかなか交通規制は難しいだろうと、このように思うんですね。

それで、前の議会で、五区の信号の交差点、大関入り口の信号、あそこのバイパスに関して先行して整備できないかと、こういうことをお願いしたことがあります。あそこが整備されれば、あの細道を抜ける車両も幾分少なくなるのかなと思うんですが、その辺、進捗状況というか、その後の状況がもしわかれれば、お願いします。

#### ○建設部長（糸久博之君）

部分的に県道から市道まで抜ける部分について、用地買収等は進んでいる箇所もございますので、県の方では、そういったことについて、今年度検討するということでございますけれども、それに先立ちまして、排水が必要でございますので、それとあわせて検討していくということでございます。

○桜田秀雄君

今あそこは土地が分譲されまして、既に2軒の家が建ってしまいました。これは神門線にぶつかる場所ですね。古谷さんの隣の場所ですけれども、家が建ってしまいました。道路側にもう1軒、分譲用地がありますけれども、あそこに家が建ってしまうと、もうあそこの道路の幅とか、歩道の整備、U字溝、これは当分できないんじゃないかなと思うんですけれども、先ほど答弁の中で、今いろんな動きがありますよという話がありましたので、ぜひとも、あそこを先行して整備をしていただきたいと、このことをお願いをいたしまして、時間もありませんけれども、今日は終わります。

○議長（中田眞司君）

以上で、桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日23日から25日は、休日及び議案調査のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

異議なしと認めます。

2月23日から25日は、休会することに決定しました。

本日の日程は、全て終了しました。

本日の会議は、これで終了します。

26日は、午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間、ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時09分）

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程
2. 休会の件